



J-CEF

日本シティズンシップ教育フォーラム

研究発表要旨集

シティズンシップ教育研究大会 2026

日時：2026 年 10 月 4 日（日）10:00～17:30

（任意参加のアフタートークは 18:30 まで）

会場：オンライン

主催：日本シティズンシップ教育フォーラム（J-CEF）



【第 1-1 分科会】

漫画『ゴールデンカムイ』におけるアイヌ表象

佐野 李（北海道教育大学札幌校・学生）

1. 目的

本研究では、『ゴールデンカムイ』においてアイヌがどのように描かれているのかに着目し、その表象の特徴を明らかにすることを目指す。作品の中で何が描かれ、何が描かれていないのかという点から、アイヌ文化やアイヌの人々、アイヌを取り巻く歴史がどのように選択され、物語の中に取り入れられているのかを分析する。

2. 背景

子どもから大人まで、漫画やアニメなどのポップカルチャーを通して歴史に触れる機会をもっている。漫画『ゴールデンカムイ』は、累計発行部数 3000 万部を超える大ヒット作品となり、アニメ化や実写映画化もされている。作品の中では、アイヌの少女アシリパをはじめとするアイヌの人物が登場し、食文化や狩猟、言語など、アイヌ文化が物語の中に多く描かれている。作品のヒットに伴い、アイヌ文化に対する社会的な関心も高まり、実際に『ゴールデンカムイ』をきっかけとしてアイヌ文化に興味をもった人もいる。アシリパは、アイヌの文化や知識を物語の中で主体的に示し、主人公を助ける人物として描かれており、従来の「かわいそうなアイヌ」というイメージとは異なる、「カッコいいアイヌ」というアイヌ像が提示されている。一方で、漫画は歴史的事実をそのまま再現するものではなく、作者の意図や解釈によって、人物や出来事の描かれ方が構成される。そのため、作品の中で何が描かれているのかだけでなく、何が描かれていないのかにも目を向ける必要がある。内藤(2022)は、文化的な素晴らしさを強調する一方で、アイヌが置かれてきた過酷な歴史的現実が、物語の「面白さ」の陰に隠れてしまう可能性を指摘している。こうしたことから、『ゴールデンカムイ』においてアイヌがどのように描かれているのかを、作品に描かれた内容だけでなく、描かれていない内容にも目を向けながら捉える必要がある。

3. 方法

本研究では、『ゴールデンカムイ』においてアイヌがどのように描かれているのかを明らかにする。具体的な分析の視点については現段階では決定していないため、アイヌ表象や漫画表現に関する先行研究を検討し、先行研究でどのような点が論じられてきたのかを整理する。その上で、先行研究を踏まえて分析の視点を設定し、その視点をもとに『ゴールデンカムイ』の作品分析を行う。

参考文献

内藤千珠子(2022)「ヒロインとしてのアイヌ」『思想』岩波書店、pp.91－108.

崔銀姫(2017)『表象の政治学 テレビドキュメンタリーにおける「アイヌ」へのまなざし』明石書店

【第 1-1 分科会】

フェミニズム政治学の視点をふまえた公民科「民主主義の基本原則」単元の開発構想
—「変換アプローチ」をめざしたプロトタイプ実践を通して—

野呂航平（東京都立大崎高等学校）

1. 本研究の目的：教科書におけるジェンダーの扱い

近年の公民教育ではジェンダーが扱われるようになり、各種報道でも話題になっている（東京新聞 2026）。「公共」教科書（東京書籍 2022）においても「ジェンダーギャップ指数・アファーマティブアクション・LGBTQ・選択的夫婦別姓・男性の育児休業」などが扱われ、升野（2008）が 20 年前の公民科教科書から明らかにしたジェンダーバイアスなどは克服されたように見える。しかし、社会契約説・市民革命といった人権思想史は、20 年前と同様の記述が温存されており、公私二元論やケア役割に関する構築性が問われない実践は「付加アプローチ」（森茂 2019 など）に留まり、「女性活躍」や「多様性」のスローガンによる能力主義的な分断や格差の拡大（フレイザー 2022=2023；菊地 2019=2025）に迎合してしまうおそれがある。そこで本研究では、カリキュラムの原理や構造から問いなおす「変換アプローチ」をめざした単元開発—フェミニズム政治学の知見（岡野 2012 など）をふまえて、社会契約説・市民革命による公私二元論やケア役割の自然化、およびシティズンシップの排他性を批判的に捉えるような高校公民科「民主主義の基本原則」単元—が必要であると考えます。

2. 本研究の特質と意義：シティズンシップ教育とケア

シティズンシップ教育においても、既存の市民像における排除と包摂の様相を「ケア」の視点から批判的に捉えることが求められ（橋崎・北山 2025）、本研究は学校教育における『正義の倫理』と『ケアの倫理』の関係を考察し、ケアを基盤とした正義が実現される社会の構想」（217-220）に位置づく。

公民教育において、福祉・家庭・市民社会における「ケア」から現代社会の構造を批判的に捉える先行研究（鎌田 2023；斉藤 2023；岩野 2023）では「市民」の歴史的構築性は扱われず、論点が脱歴史化するおそれがある。また、近代政治思想の男性中心性に関する授業化が構想されている先行研究（斉藤 2022）では、具体的な授業案は示されず、本研究はその具体的な授業開発の過程に位置づく。

3. 本研究の方法と構成：土台となる単元を開発する構想

本研究では、公民教育におけるジェンダー教育実践を「変換アプローチ」に転換する土台となる単元を開発する前段階として、高校 3 年生「政治・経済」において実践したプロトタイプ実践を示す。ここから、今後の「規範研究アプローチによる開発的・実践的研究」（橋本 2015）に発展させる構想について議論したい。

参考文献

岩野清美(2023)「社会的な見方・考え方としての「ケア」を中核にした中学校社会科公民的分野のカリキュラム：公共圏の形成のための「構想」の授業づくり」『社会系教科教育学論叢』3,37-48.

- 岡野八代(2012)『フェミニズムの政治学：ケアの倫理をグローバル社会へ』みすず書房。
- 鎌田公寿(2023)「ケア実践に内在する「価値」に着目した「ケアする市民」像の構築：「生存」から社会を構想する」『社会科教育研究』148,26-37.
- 菊地夏野(2019=2025)「ポストフェミニズムとネオリベラリズム：フェミニズムは終わったのか」『ポストフェミニズムの夢から醒めて』青土社,33-44.
- 斉藤雄次(2023)「女性のケア労働のあり方を問い直す公民科授業の開発：ジェンダー公正な社会の実現に寄与する市民の育成に焦点を当てて」『社会系教科教育学研究』35,71-80.
- 斉藤雄次(2022)「社会系教科教育のジェンダー主流化に関する一考察：女性の不平等に着目する政治学の議論を踏まえて」『日本文理大学紀要』50(2),119-127.
- 東京書籍(2022)『公共』東京書籍。
- 東京新聞「高校教科書に増える「ジェンダー」「性の多様性」めぐる内容「選択的夫婦別姓」考えさせる記述も」2026年3月25日 (<https://www.tokyo-np.co.jp/article/477116>)
- ナンシー・フレイザー(江口泰子訳)(2022=2023)『資本主義は私たちをなぜ幸せにしないのか』筑摩書房,100-132.
- 橋崎頼子・北山夕華(2025)「ケアの倫理とシティズンシップ教育」日本シティズンシップ教育フォーラム監修『民主的社会をつくるシティズンシップ教育：理論と実践の現在』ナカニシヤ出版,210-222.
- 橋本康弘(2015)「1 研究のプロセスと論文の組み立て」草原和博・溝口和宏・桑原敏典編『社会科教育学研究法ハンドブック』明治図書,106-126.
- 升野伸子(2008)「高等学校公民科「政治・経済」教科書の分析：隠れたカリキュラムとしてのジェンダーメッセージ」『ジェンダー研究』11,73-89.
- 森茂岳雄(2019)「社会科における多文化教育のカリキュラム・デザインと単元開発」森茂岳雄・川崎誠司・桐谷正信・青木香代子編『社会科における多文化教育：多様性・社会正義・公正を学ぶ』明石書店,60-80.

【第 1-1 分科会】

交差性を手掛かりとした欧州ジェンダー教育教材の研究

小川 玲（さいたま市立中学校）

本報告の目的は交差性（インターセクショナリティ）の概念を手掛かりに、欧州のジェンダー教育教材の射程やそこで採用される教授アプローチの内実を明らかにすることである。欧州においては、アムステルダム条約（1997）を制度的基盤の一つとしてすべての政策分野におけるジェンダー主流化が推進され、2026 年の「ジェンダー平等戦略 2026-2030」採択へと、取り組みが深化してきた。

本報告では、こうした流れの中で発行された欧州評議会の『ジェンダーは重要 若者に影響するジェンダーに基づく暴力に対処するためのマニュアル（Gender Matters A manual on addressing gender-based violence affecting young people）（2019）』を中心として扱う。欧州評議会青少年局の発行文書であり、青少年支援員、教師、その他人権活動やジェンダー不平等の撲滅に取り組む教育者を主な対象とする。若者を対象としたジェンダーに基づく暴力の予防や対処のための、学校教育にも応用が可能なノンフォーマル教育の手法を紹介しており、ジェンダーやジェンダーに基づく暴力（Gender based violence: GBV）に関するテーマについての情報、ジェンダー平等とすべての人々の尊厳に関わる欧州評議会の主要な人権基準に関する情報も提供している。こうした教材について「ジェンダーや交差性とその関連主題についての捕捉」、「教授アプローチの内実」という視点で内容を整理した。提示されている具体的な教育活動の例は、主な狙いや手法をもとに次のように分類した。

- ① ジェンダー役割やステレオタイプを探究するもの
- ② GBV の性質を理解し当事者への共感を育むもの
- ③ メディアや公共の場における安全性（Safety）についての分析を行うもの
- ④ 言語と差別の関連を考察し指針の策定など具体的な対処法を実践するもの

その結果、欧州のジェンダーに基づく暴力の防止に係る教育の教材では、交差性に基づく教授アプローチを採ることは前提であり、当事者や若者の声を生かしながら、多層的なアイデンティティと権力構造や暴力、差別との関連を探究させようとしていることが明らかになった。当日はこうした整理をもとに、現在の勤務校での実践を想定した発表時点での教材開発の方向性や構想、今後の研究課題について掘り下げたい。

主要参考文献

- Council of Europe (2019) Gender matters A manual on addressing gender-based violence affecting young people
- Franken, M., Woodward, A., Cabó, A., & Bagilhole, B. M. (Eds.). (2009). Teaching Intersectionality: Putting Gender at the Centre (Teaching with Gender, Vol. 8). ATHENA3 / ATGENDER.
- 土屋和代・井坂理穂編（2024）『インターセクショナリティ現代世界を織りなす力学』東京大学出版会

【第 1-2 分科会】

学校における子どもの意見表明機会の充実が生徒に与える影響の実証的分析

阿竹隼耶（認定 NPO 法人カタリバ）

古野香織（筑波大学大学院・認定 NPO 法人カタリバ）

古田雄一（筑波大学）

背景および問題意識の所在

2022 年の『生徒指導提要』の改訂、2023 年の「こども基本法」施行を契機に、学校において子どもの権利や意見を尊重する動きが広がっている。文部科学省（2025）が公表した「校則等の見直し状況調査結果」でも、9 割以上の学校で、令和元年度以降に校則等の制定または変更を実施したとされており、学校において生徒の声を取り入れる土壌は徐々に形成されつつある。一方で、そうした意見表明機会の充実が、生徒の心理的側面にどのような影響を及ぼすのか、その実証的な知見は限定的である。学校内の政治的活動である「生徒会活動」などが、生徒の政治意識の涵養に影響を与えることや（高塚・中井, 2025）、校則の見直し活動を通じて、生徒の効力感や周囲の大人への信頼などが高まることはこれまでも指摘されてきた（古田, 2022）。しかし、こうした特定の領域にとどまらず、より広範な学校生活における意見表明機会の充実そのものが、生徒の心理的側面に与える影響を明らかにした研究は少ない。そこで本稿では、全国の中学生・高校生約 3,000 人を対象に質問紙調査を実施し、生徒の意見表明機会の実態と、その充実が心理的特徴に与える影響を明らかにすることを目的とする。

分析方法

データのスクリーニングを行い、2,986 名分の回答を有効回答として分析を行った。分析にあたり、まず探索的因子分析により意見表明の場面を、学級、授業、部活動、学校などに 4 つの場面に分類した。交絡要因を排除するため、準実験的アプローチである傾向スコアマッチングを適用した。背景属性（学年、性別等）や意見表明ニーズに加え、アウトカム以外の心理指標を共変量として制御し、条件が近似するペアを抽出した。従属変数には、「自尊感情」「学校所属感」「政治的有効性感覚」「共生・合意形成」「主体性」の 5 つの心理指標を設定し、ウェルチの t 検定による群間比較を行った。

結果および考察

マッチング後の群間比較の結果、学級や授業、部活動における意見表明機会の充実が、生徒の「自尊感情」や「学校所属感」「主体性」に対して正の影響を与えていることが確認された。特に、学校レベルにおける意見表明機会が充実している群（高群）は、その機会が乏しい群（低群）と比較して、「政治的有効性感覚」が有意に高い傾向にあることが明らかとなった ($p < .001$)。この効果量 (Cohen's $d = 0.21$) 自体は大きくはないものの、学級や部活動など他の場面における意見表明機会の充実による影響や、他の心理指標への影響と比較しても最も大きかった。

本研究の結果から、学校のあらゆる場面での意見表明機会の充実が、生徒の心理的発達を一定程度促すことが示された。特に、学校全体の校則や制度といったレイヤーで意見を伝えたり、聴かれたりする経験は、「自分たちの声で社会を動かせる」という政治的有効性感覚の涵養に大きく寄与することが示唆された。この結果は、生徒の声が学校的意思決定へ反映される経験がエージェンシーを育むとする Cook-Sather (2020) の議論などと整合的である。民主主義社会の形成に参画する主権者を育む

教育的観点からも、学校における子どもの意見表明機会の保障は極めて重要なものであるといえる。本研究は簡易的な心理尺度を用いた調査であるため、この知見をより堅牢なものにするには、今後さらなる調査と分析を重ねていくことが求められる。

謝辞

本研究は、2025 年度公益財団法人日本財団の助成を受けて実施した。

参考文献

- Cook-Sather, A. (2020). Student voice across contexts: Fostering student agency in today's schools. *Theory into practice*, 59(2), 182-191.
<https://doi.org/10.1080/00405841.2019.1705091>
- 文部科学省. (2025). 校則等の見直し状況調査結果及び今後の取組について.
https://www.mext.go.jp/content/20250702-mxt_jidou01-000043523_1.pdf
- 古田雄一. (2022). [原著論文] 生徒参加による対話的な校則見直しの 市民性教育効果と課題—安田女子中学高等学校 「ルールメイキングプロジェクト」 の 事例から—, 国際研究論叢: 大阪国際大学紀要, 35(3), 97-116.
- 高塚 幸治, & 中井 遼. (2025). 日本の生徒会活動が政治意識の涵養に与える影響——活動のあり方の違いに着目して. *年報政治学*, 76(1), 263-283.
https://doi.org/10.7218/nenpouseijigaku.76.1_263
- 認定 NPO 法人カタリバ. (2025). みんなのルールメイキング 調査研究結果レポート 2025.

【第 1-2 分科会】

生徒は生徒会選挙を「つくる」経験を通じて何を学ぶか — 「生徒会 DX」における選挙管理委員の意識・行動変容の探索的研究 —

横井千佳・松尾明子・畑岡美代（株式会社 Liquitous）

1. 目的と研究概要

本研究の目的は、選挙管理委員の生徒が自ら生徒会選挙をアップデートするプロセスを通じて生じる意識・行動変容を探索的に明らかにすることである。着目するプロセスは、株式会社 Liquitous、京セラ株式会社、立命館守山高等学校が協働する「生徒会 DX」プロジェクトの一環で、2026 年 6 月から 11 月に、計 5 回実施するワークショップである。生徒は「どのように選挙に参加するのか」「どのように生徒会役員を決定するのか」といった合意形成プロセスを生徒視点で再構築する。なお筆者らはプロジェクトの実施主体であり、実務家研究の立場からこの変容を検討する。

2. 背景

「生徒会 DX」は 2025 年に始動した。昨年度は、市民参加型合意形成プラットフォーム「Liqolid」による意見の可視化や、電子投票システム「デジ選」を用いた自由投票の導入を通じて、集計負荷の軽減と 7 割を超える高い投票率を実現した(上田ほか,2025)。今年度は、生徒が自らの「やりたいこと」を起点に、大人の最小限の伴走のもとで生徒会選挙という合意形成プロセスそのものを構築する。この経験を通じて、内的政治的有効性感覚や「自ら学校の仕組みをデザインできる」という自己効力感が醸成されうると想定しており、本研究ではこれらを主要な着目点としつつ、これに限定せず変容を捉える。

3. 検討中の調査方法

本研究では、単一時点の状態ではなく変容を捉えることを主眼とし、ワークショップ開始前をベースラインとして各回および終了後と比較する。予備的に実施した質問紙調査では、内的政治的有効性感覚がすでに高い値を示し、選抜バイアスや天井効果、社会的望ましきバイアス(小林,2015)なども鑑みると、質問紙の反復のみで変容を捉えることは難しい。

そこで、属性や参加背景の異なる生徒 3 名を対象に、ワークショップ毎に半構造化インタビューを実施する。3 名は母集団の代表ではなく、変容の現れ方の違いを浮かび上がらせるための対照事例と位置付ける。インタビューでは、有効性感覚や自己効力感の変容有無に加え、変容時の状況的要因も聞き取り、生徒の振る舞いや周囲との相互作用を捉える参与観察も実施する。得られたデータには、共通パターンや事例間の差異を抽出するためテーマ分析(Braun & Clarke,2006)を行う。

4. 研究の意義・位置づけ

先行研究では、生徒会選挙における立候補行動や投票行動が政治意識に与える影響(西島,2019)や、既存の生徒会選挙を通じた主権者教育の効果(小林,2021)などは存在するものの、生徒自身が合意形成プロセス自体を構築することに着目した研究は、筆者らが確認した限りでは十分に実施されておらず、本研究は新たな示唆をもたらすものになると考えている。

5. 今後の展開

「生徒会 DX」の最終的な目標は、学校全体の「学校民主主義」を推進することであり、本研究ではまず、生徒個人の意識・行動変容に焦点を当てる。しかしその実現には、学校全体で生徒の参画を受け入れる民主的な運営風土の形成が不可欠である(Alderson,2000)。そこで後続の研究では、フィンランドの Väki Insight 社が開発するツールを用いて、市民参加に向けた組織の準備度を多面的な観点から評価する。具体的には、組織運営側(教員)の自己評価を「Väki Readiness」(Rask & Shin,2025)によって、生徒側の評価を「Väki Snap」によって把握し、両者の差異に着目する。

参考文献

- Alderson, P. (2000). School students' views on school councils and daily life at school. *Children & Society*, 14(2), 121-134.
- Braun, V. and Clarke, V. (2006). Using Thematic Analysis in Psychology. *Qualitative Research in Psychology*, 3(2), 77-101.
- Rask, M. & Shin, B. (2025). Väki Readiness Methodology: An Organisational Framework for Participatory Readiness and Strategic Development (Ver.1). Väki Insight Ltd.
- 上田隼也, 水野翔太, 箭内健, 栗本拓幸, 原田正夫, 山中司 (2025). 立命館守山高等学校における生徒会 DX の実践と学校民主主義に関する考察. 立命館大学理工学研究所紀要, 第 84 号, 11-21.
- 小林大祐 (2015). 調査票調査における「社会的望ましさ」バイアスの検証—実験的デザインにもとづくモード比較調査データによる分析—. 数理社会学会大会予稿集, 318.
- 小林元気 (2021). 児童会・生徒会投票選挙の経験と主権者教育の知識定着の関連性. 日本特別活動学会紀要, 29, 51-60.
- 西島央 (2019). 国立大学生の政治参加と中学時代の生徒会選挙への関わり—第 24 回参議院議員選挙後の質問紙調査より—. 首都大学東京教職課程紀要, 3, 49-61.

【第 1-2 分科会】

子ども・若者の「参加の権利」をいかに保障・促進するか — 日英のシティズンシップ教員の役割認識と教育的アプローチの比較 —

細田千加（大阪大学）

本研究は、イングランドと日本のシティズンシップ教育を比較し、それぞれの文脈で教員が、学校内外における若者の主体的な社会参加を促すためにどのような教育的アプローチをとっているのかを明らかにすることを目的とする。特に、シティズンシップ教育を通じて若者の参加の権利をいかに保障・促進できるかという観点から、教員が自身の役割をどのように捉えているのかを比較検討する。

シティズンシップ教育と人権教育が、若者を受動的な学習者ではなく、社会をより良く変えていく主体として捉え、その権利や自由の実現を目指すという共通の目的を有している。一方で、民主主義的価値、理想的な市民像、人権や参加の捉え方は、それぞれの社会・政治的文脈によって異なり得る。両国はいずれも子どもの権利条約を批准し、子ども・若者が自らに関わる事柄について意見を表明し、その意見を聴かれる権利を認めているが、教育政策における参加の権利の位置づけには課題が残されている。そこで本研究では、異なる社会的・教育的文脈における教員の認識を比較することで、人権教育および若者の参加を支えるシティズンシップ教育の可能性を検討する。

方法として、イングランドと日本のシティズンシップ教育に関する専門的知識を有する教員を対象に、半構造化インタビューを実施した。参加者には、シティズンシップの理想像（アイデンティティ、政治参加、市民的徳、社会正義）やシティズンシップ教育の目的、若者の社会参加を支える教員の役割について尋ねた。分析にあたっては、シティズンシップの概念（McLaughlin, 1992）、シティズンシップのモデル（Westheimer & Kahne, 2004）を理論的枠組みとして用い、両国の教育課程・先行研究を踏まえて、それぞれの社会的文脈に即した質問項目を設定した。

分析の結果、両国の教員には、若者の権利、とりわけ社会に参加し、自らの意見を表明する権利を支援しようとする共通の関心がみられた。具体的には、「社会変革への情熱」「コミュニティへの帰属意識」「批判的思考」といったテーマに、その共通性が表れていた。一方で、理想とする市民像や教育の重点については、国を越えて、また同一国内でも多様な見解が確認された。これらの知見は、シティズンシップ教育が人権教育としての役割を果たし、若者を社会の主体として位置づけ、その参加の権利を支えるための実践のあり方を示唆するものである。

参考文献

- Evans, M. (2006). Educating for citizenship: What teachers say and what teachers do. *Canadian Journal of Education/Revue Canadienne de L'éducation*, 29(2), 410–435. <https://doi.org/10.2307/20054170>
- Jerome, L. (2018). Hypocrites or heroes? Thinking about the role of the teacher in human rights education. *Human Rights Education Review*, 1(2), 46–64. <https://doi.org/10.7577/hrer.2873>
- Johnson, L., & Morris, P. (2012). Critical citizenship education in England and France: A comparative analysis. *Comparative Education*, 48(3), 283–301. <https://doi.org/10.1080/03050068.2011.588885>

- McLaughlin, T. H. (1992). Citizenship, diversity and education: A philosophical perspective. *Journal of Moral Education*, 21(3), 235–250. <https://doi.org/10.1080/0305724920210307>
- Osler, A. (2002). Education for human rights and citizenship in a multicultural society: Making a difference. *Citizenship, Social & Economics Education*, 5(1), 5–16. <https://doi.org/10.2304/csee.2002.5.1.5>
- Pyy, I. (2021). Developing political compassion through narrative imagination in human rights education. *Human Rights Education Review*, 4(3), 24–44. <https://doi.org/10.7577/hrer.4482>
- Westheimer, J., & Kahne, J. (2004). What kind of citizen? The politics of educating for democracy. *American Educational Research Journal*, 41(2), 237–269. <https://doi.org/10.3102/00028312041002237>

【第 1-3 分科会】

社会科教育における合意形成概念の再構成 —認知的多様性と社会的排除構造の視点から—

田中慎之輔（北海道教育大学札幌校・学生）

1. 研究の背景と目的

現代の社会科教育、特に主権者教育において「合意形成（コンセンサス・ビルディング）」は中核的な概念である。しかし、その理論的前提、特にどのような人間観・認知観を前提としているかは十分に検討されていない。既存の合意形成理論の多くは、対面での非言語的コミュニケーションや、文脈の読み取り、他者の意図の推測といった「定型発達の」な認知特性を前提として構築されている。一方で、発達障害（特に自閉スペクトラム症：ASD）を有する子どもにとって、曖昧な基準に基づく議論や、刻一刻と変化する対人交渉は、社会認識を深めるどころか、パニックや拒絶を引き起こす要因になりかねない。特別支援教育の視点から、社会科教育学が理想とする「合意形成理論」を問い直すことは、真に包摂的な社会科教育を構築する上で不可欠な課題であると考え、本テーマを設定した。本研究は、ASD の特性を「欠損」ではなく、既存の教育理論を問い直す「視座」として捉え、新たな社会科教育の原理を提案することを目的とする。

2. 研究の方法

本研究は規範的・原理的研究として、次の三段階で進める。

- (1) 理論解体：ヤングらに基づき、社会科教育学における合意形成論の構造と民主主義的思想との関わりを導出する。合意形成理論の基盤を、実践的な理論を伴う社会科教育層、教育目標として理論を提示する教育層、民主主義社会の確立や維持を目的とする哲学層の三層構造として捉えなおす。
- (2) 理論批判：ASD の認知特性（心の理論・実行機能の困難）を分析視座として導入し、三層それぞれに伏在する排除構造を明らかにする。特に哲学層についてはヤングの内在的排除論を批判の基軸に据え、討議倫理が要求する様式そのものが特定の認知特性を規範化している可能性を検討する。あわせて、当事者の実践から発達障害概念を捉えなおす障害社会学の視座を導入し、医学モデル／社会モデルの二分法を超えた検討を行う。
- (3) 理論再構築：ヤングが提起する、論証以外のコミュニケーション様式（物語り・修辞等）に関する議論を手がかりに、既存の「合意形成」に代わる社会科教育の原理を、可能な範囲で提案する。

3. 仮説

既存の社会科教育における合意形成論が「公共的正当性」の条件としてきた相互理解の方法は、実際には定型発達の暗黙知型コミュニケーション能力（心の理論、文脈把握、非言語的手がかりの読解）を不可視の前提として構成されており、これが合意形成の場において構造的な選抜基準として機能し、ASD 特性を持つ子どもを不利な立場に置いてきた可能性が見える。

参考文献

水山光春（1997）「合意形成をめざす中学校社会科授業—トウルミンモデルの『留保条件』を活用

して一」『社会科研究』第 47 号

水山光春（2003）「合意形成の視点を取り入れた社会科意思決定学習」『社会科研究』第 58 号

吉山功太郎（1996）「合意形成能力の育成をめざす社会科授業」『社会科研究』第 45 号

馬場大樹（2017）「批判的思考力を育成する活動型社会科学習」『社会科研究』第 87 号

亀田達也（1994）「集団意思決定と社会的共有性」『心理学評論』37 卷 3 号

星加良司（2003）「『障害の社会モデル』再考」

Young, I. M. (2000) Inclusion and Democracy.

【第 1-3 分科会】

子ども参加と形成的正義 —教育における公共圏形成の理論的考察—

小林勇樹（白梅学園大学大学院）

近年、日本では改正公職選挙法による 18 歳選挙権の実現や、こども基本法の制定・こども家庭庁の設置などを契機として、子どもの意見表明や参加を重視する法制度改革が進展している。学校教育においても、生徒会活動や校則見直し、学校運営への参加など、子どもが意思形成に関与する実践が広がりつつある。しかし、参加の制度化が進んだとしても、それだけで学校における民主主義が実現したとはいえない。参加が単なる意見聴取や形式的な手続にとどまるならば、子どもは依然として政策や教育の対象であり続けるからである。

本発表は、このような問題意識のもと、子ども参加を教育における民主主義の中核的实践として理論的に再構成することを目的とする。とりわけ、子ども参加を権利保障の問題としてのみ理解するのではなく、公共圏における熟議を通して公共的判断を形成し、その過程で正義が共同的に生成される教育実践として捉え直すことを試みる。

理論的枠組みとして、本発表では「形成的正義（formative justice）」という概念を提示する。形成的正義とは、あらかじめ与えられた正義原理を適用することではなく、公共圏における参加と熟議を通して、参加者相互の関係・能力・規範が共同的に形成される過程を示す分析概念である。この概念を構成する理論的基盤として、ハーバーマスの公共圏論と熟議民主主義論、ロールズの正義論、トロントのケアリング・デモクラシー論、ムリスのポストヒューマンな子ども論、さらにアレントの公共世界論及びビースタの主体化論を参照する。

公共圏論は、市民が対等な立場で理由を交換しながら公共的判断を形成する社会的空間を説明する理論である。本発表では、学校を国家から独立した公共圏としてではなく、教職員・子ども・保護者・地域住民が教育に関する課題について熟議を行う制度化された公共圏として位置づける。また、熟議民主主義を、意思決定の手続にとどまらず、主体形成と公共性形成を同時に実現する教育過程として理解する。さらに、トロントのケアリング・デモクラシー論は、熟議を成立させる関係的条件を示し、ムリスのポストヒューマンな子ども論は、子どもを「将来の市民」ではなく、現在において公共圏を構成するエージェンシーとして捉える視点を提供する。これらの理論を媒介することにより、本発表は、教育における正義を制度によって分配されるものではなく、公共圏への参加を通して不断に形成されるものとして理解する。

そのうえで、子ども参加研究を①権利論的アプローチ、②学校内民主主義論的アプローチ、③熟議民主主義論的アプローチの三つに整理し、それぞれの成果と限界を検討する。従来の研究は、子どもの参加権の保障や学校自治の意義を明らかにしてきた一方で、子どもの参加が学校における公共圏形成や正義の生成へどのように結び付くのかについては十分に論じられてこなかった。本発表では、この理論的空白を補うものとして形成的正義を位置づける。

さらに、自治体における子ども参加の探索的事例として、岐阜県本巣市の「こどもの権利条例」及び「こども憲章」の制定過程を取り上げる。同市では、小中学生が条例案の検討・提案に主体的に関わり、市議会への提案を経て条例制定が実現した。この事例は、子どもが政策の対象ではなく、公共的判断主体として制度形成に参加した点で注目される。他方で、学校における参加実践では、心理的

安全性や教育的支援が欠如した場合、熟議が排除や権力関係へ転化する危険性も存在する。そのため、参加制度の整備だけではなく、多様な参加方法の保障や教職員による伴走的支援など、熟議を支える教育的条件を整備する必要があることも併せて論じる。

本発表は、子ども参加を教育の周辺の課題ではなく、教育における公共性と民主主義を再構成する中核的課題として位置づける。そして、子どもを「教育の対象」や「権利主体」にとどまらず、「公共的判断主体」として捉えることによって、教育における民主主義を、公共圏における熟議を通して正義が共同形成される過程として理論的に再定位することを試みる。形成的正義という概念は、公共圏・熟議・ケア・主体化・新たな子ども観を統合する分析枠組みとして、シティズンシップ教育における子ども参加研究に新たな理論的視座を提供することを目指す。

参考文献

- Gert Biesta (2011) “Learning Democracy in School and Society: Education, Lifelong Learning, and the Politics of Citizenship” MIT Press, 上野正道・藤井佳世・中村(新井)清二訳 (2014) 『民主主義を学習する』勁草書房。
- Hannah Arendt (2018) “The Human Condition” 千葉真訳 (2025) 『人間の条件』筑摩書房。
- John Rawls (1971) “A Theory of Justice” 川本隆史、福間聡、神島裕子訳 (2010) 『正義論』紀伊国屋書店。
- Juergen Habermas(1993)“The Structural Transformation of the Public Sphere: An Inquiry into a Category of Bourgeois Society” Springer, 細谷貞雄、山田正行訳 (1994) 『公共性の構造転換』(第2版)未来社。
- カリン・ムリス著、小玉重夫訳(2025)「マニフェスト ポストヒューマンな子ども」『子ども学』13、23-33。
- 小玉重夫 (2016) 『教育政治学を拓く』勁草書房。
- 田村哲樹 (2025) 「民主主義とシティズンシップ教育」日本シティズンシップ教育フォーラム監修『民主的社会をつくるシティズンシップ教育』ナカニシヤ出版、249-262。

【第 1-3 分科会】

学級を人権の視点から問い直す年間カリキュラムの開発 —「集団づくり」を基盤とした「声」の包摂と排除に着目して—

高見史織（広島県公立中学校教員）

1. 問題の所在

日本社会には、不平等や排除を背景として様々な「生きづらさ」を抱える子どもが存在する。こうした困難は学校・学級においても個人の問題として捉えられ、子どもの声が十分に聴かれないまま、不安や孤立を抱える場合が多い。そのため学校教育においても、子どもを権利主体としてエンパワメントする人権教育が重要である。人権教育は特定の教科に限定されず、学校全体のカリキュラムに位置づけられるべきものである（オスラー&スターキー、2018）。

日本においても、同和教育を起点として多様な人権教育実践が蓄積されてきた。とりわけ、家庭環境等に困難を抱える子どもを支える「集団づくり」や、差別に抵抗するための「解放の学力」は、今日の人権教育にも継承される重要な視点である（清水ほか、2019）。一方、子どもにとって身近な社会である学級そのものを人権の観点から問い直すカリキュラム開発については、十分な検討がなされていない（川瀬、2024）。その数少ない実践例として、若槻（2011）は「あたためあう関係」づくりを基盤とした人権教育を示しているが、小学校段階であることも踏まえ、相互のケアや参加を支える関係形成に焦点を当てており、学級内に存在する排除や不平等な関係・仕組みそのものを問い直すことを射程としたものではない。そこで本研究では、従来の「集団づくり」の蓄積を継承しつつ、学級内の声の包摂／排除や不平等な関係性の問い直しへと向かう、中学校における人権教育年間カリキュラムを開発することを目的とする。

2. カリキュラムの構成

カリキュラムを開発するにあたり、オスラー&スターキー（2018）の人権教育の三分類である、①about（人権についての教育）・②through（人権を通した教育）・③for（人権のための教育）を視点として採用し、年間を②→①→②→③の順に構成した。その理由は、学級が生徒にとって日常的かつ切実な生活空間であり、最初から学級内の声の包摂／排除や不平等な関係性を直接問い直すことには、心理的な負荷が高いからである。そこで、はじめから③for を目指すのではなく、従来の「集団づくり」の実践を踏まえ、まず②through として、お互いの声を聴きあう基盤となる対話のルールを形成した。次に①about として、学級から一度距離を取り、社会における人権問題を対象とした探究学習を設定した。ここでは、「包摂／排除」「社会モデル」「解決方法としての対話」といった、後に学級を問い直すための視点の獲得を目指した。そのうえで、再び②through に位置づけ、探究で得た視点を活かしながら対話のルールを問い直す活動を設定した。これは、人権の尊重とは達成できるものではなく、その場における声の包摂と排除を、継続的に問い直す営みだと捉えたためである。最後に③for として、学級内の声の偏りを捉え、より包摂的な学級のあり方を具体的に構想する学習へとつなげた。

なお、本研究で開発するのは、発表者の勤務校である広島県の公立中学校における令和8年度人権教育年間カリキュラムである。対象校は、市教育委員会による人権教育研究推進指定校2年目である。当日の発表では、以上のカリキュラム構成に加え、対象校の生徒実態や学校文化、その他の人権教育にかかわる取り組みなどの文脈が、カリキュラム開発にいかに関与したのかについても検討する。

【学級を人権の視点から問い直す年間カリキュラム】

時期	カリキュラム構成の視点	道徳・学活・総合での主な取り組み内容 (時数)
4月5月	声を聴きあう基盤づくり【through】	・子どもの権利/意見表明権を知り，学級目標をつくって，全校で発表する。(4時間) ・学級内で対話のルールをつくる。(1時間)
6月7月	人権問題を「声の問題」として捉えなおし【about】	・人権問題を探究する。(7時間) →①包摂/排除②社会モデル③解決方法としての対話という視点から分析・提案する。
10月11月	声を聴きあう基盤の問い直し【through】	・学級内での対話のルールをつくりなおす。(2時間) →①包摂/排除の視点から，学級の現状を問い直し，声を聴きあえるルールを再検討する。
12月1月	多様な声をもとに学級という社会づくり【for】	・対話のルールをもとに，学級をつくりなおす。(4時間) →①包摂/排除②社会モデル③解決方法としての対話の視点から課題を分析・改善策を提案する。

参考文献

オードリー・オスラー&ヒュー・スターキー/藤原考章，北山夕華（監訳） 橋崎頼子，野崎志帆，小松真理子， 岩坂泰子，岩坂二規，阿久澤麻理子，川口広美，南浦涼介（訳）（2018）『教師と人権教育－公正，多様性， グローバルな連帯のために－』明石書店.

川瀬瑠美（2024）「近年における人権教育と学級経営の結びつき－公教育制度の位置づけと評価の観点から－」『広島文教大学高等教育研究』10号,pp.1-12.

志水宏吉，島善信（2019）『未来を創る人権教育－大阪・松原発 学校と地域をつなぐ実践』明石書店.

若槻健（2011）「人権教育に基盤を置いた市民性教育実践の事例研究：『あたためあう関係』が参加に与える意味」『カリキュラム研究』20 巻， pp.29-41.

【第 1-4 分科会】

価値基準の可視化と再構築を促す法教育教材の開発 —比較衡量の思考を取り入れた意思決定の育成—

福永伸之介（岡山大学大学院）

I 研究の目的

本研究は法的な決定の場面で用いられる比較衡量に基づく思考を取り入れた小学校社会科の授業を開発することを目的とする。近年の社会科教育における判断力育成を目指す研究は、多様な価値観の共存を図る方向へと進展してきた。井上は、「自己と他者の意見の違いを保持しつつ他者の納得を得るように、多様な立場を踏まえて自己の意見を再構成する」ことを「同意の調達」とし、その能力育成の原理を明らかにした¹⁾。また、紙田は、現実社会の価値対立において「二者択一の判断ではなく、それぞれの価値の一部を優先、あるいは抑制し、調整を図りながらより状況に適した判断を下している」と指摘し、この『社会状況に応じて調整された価値、「社会的価値」』を創出する学習過程を重視することを主張している²⁾。判断力育成の研究が「少数意見の保障」や「価値の調整・共存」という方向へと進んできたことは、多様性を前提とする現代社会の在り方を反映していると言える。しかし、「多様な意見を調整し、排除しない」という論理において構成された判断は、現実社会で深刻な権利の衝突が生じた際や、社会の普遍的なルールを策定する場面において、そのまま通用するのであろうか。民主主義を公正に運用する枠組みとしての「法」に基づく決定の場面では対立するすべての権利や利益を保障することはできない。特に公共の福祉を問題として扱う場合、何かの利益を制限し他方を優先する比較衡量の思考が用いられる。本研究では、この比較衡量の思考を取り入れ、自らの判断基準を可視化することで法的な思考を基盤とした意思決定型の授業を提案する。

II 公共の福祉における比較衡量の思考とは何か

比較衡量の思考とは、個人の権利が公共の福祉によって制限される際に行われる利害調整の手法である。法学者の高橋は公共の福祉における比較衡量について以下のように述べている³⁾。

公共の福祉という言葉を持ち出せばどんな制限でも許されるわけではない。問題は、具体的事件においてどこまでの制限が公共の福祉として許されるかであり、抽象的には、人権の制限により得られる価値。利益と失われる価値・利益を比較衡量し、得られる価値・利益のほうが大きいとき初めて制限が正当化されるということになる。重要なのは、この比較衡量を事実を基礎に具体的に行い、説得的に判決の理由を説明することである。

つまり、公共の福祉の問題を法的に判断する場面において重視されることは、利益同士を比較衡量するだけでなく、その過程を具体的な事実 に即して客観的に言い、なぜその制限が正当化されるのかという理由を、第三者に対して説得的に説明することである。

本研究で開発する授業には、この比較衡量を行い、自らの立場を第三者に説得的に説明する過程を取り入れ、児童自身の判断基準を可視化ができるようにする。この得られる利益と失われる利益を事実に基づいて列挙し、どの利益を優先するのかを衡量する活動は、児童自身が内面でどのような価値

を重視しているのかという「価値認識」を明確にすることになる。自らの判断基準が可視化されることで、他者との判断基準の違いを客観的に比較・検討することが可能になる。このように、実際に権利の範囲策定に用いられるこの思考過程に基づき、価値基準の可視化と再構築を促す法的思考力・判断力の育成を目指した小学校社会科の授業開発を行う。

参考文献

- 1) 井上昌善『「同意の調達」を目指す議論に基づく社会科授業構成－中学校社会科地理的分野小单元「伊川防災プロジェクトを事例として－」』,社会系教科教育学会『社会系教育学研究』第 30 号,2018,pp.127-136
- 2) 紙田路子『小学校社会科授業における価値判断の分析対象－多面的な価値 判断基準の育成を目指して－』,『日本教科教育学会 第 41 卷 第 2 号』, 2018,pp.41-50
- 3) 高橋和之『立憲主義と日本国憲法』,『有斐閣』,2010,p.123
- 4) 高橋前掲論文 p.123

【第 1-4 分科会】

ヘゲモニー闘争としての道徳授業 —闘技的道徳学習という授業モデルの開発と実践的検討—

岡田翔太（福岡県糸島市立加布里小学校）

1. 問題の所在

2015 年の学習指導要領一部改正により、道徳の時間は「特別の教科 道徳」となり、「考え、議論する道徳」への転換が掲げられた。しかし、多くの実践において今もなお、対立する意見を丁寧に取り上げながら、終末では単一の徳目・心情へと収斂させる構造から抜け出せていない現状がある。日本学術会議の報告（2020）も、こうした話し合いの在り方について「予定調和の結論に収まる」ものとして問題視している。本発表では、この現象を「型の目的化」と呼ぶ。このことは、発問等の技法が精緻化されるほど、対立を収斂させる手続きが洗練され、対立への向き合い方そのものを問い直す機会が失われる事態を指す。

2. 目的と理論的枠組み

本発表は、報告者の修士論文（岡田 2025）の理論的到達点を、実践レベルへと架橋するものである。修士論文は、政治哲学者シャントル・ムフの闘技民主主義の理論（ムフ 2006、2008）を手がかりに、対立する相手を「敵」ではなく、議論することにおいて対等な資格を持つ「対抗者」として捉えることに、民主主義の健全さがかかっていると論じ（山本 2021）、道徳授業を対抗者間の象徴的コミュニケーション空間として再構想する三条件（空間の創出・持続的開放性・学校外への拡張）を示した。ただし三条件は理論的検討にとどまり、実践への具体化は行われていない。本発表は、この考え方に基づく道徳授業を「闘技的道徳学習」と呼び、条件①に焦点化して、対抗者としての承認・対立の保持・可変性の自覚という三つの観察可能な指標へと操作化する。

3. 授業デザインと検証計画

対称的な対抗者関係をもつ教科書教材（東京書籍）である（「ピアノの音が……」、内容項目 C）と、解釈的な対抗者関係を持つ教材（「銀のしょく台」、内容項目 B(11)）という、対立構造の異なる二教材で授業モデルを開発した。教材における登場人物をもとに 3 つの立場から 1 つを選択させること、役割交換型ディベート、対立を統合しない板書、めあてに対する児童個人の納得解と議論そのものを問う振り返りを、共通の設計原理とした。評価は数値評定でなく記述式の個人内評価とする。なお、検証に関して担任教師ではなく授業者として学級（第 6 学年）を借りて実践する制約をふまえ、抽出児童を設定した質的事例研究として、ワークシート・板書記録・発言記録・振り返りシートを収集する。9 月・10 月に二教材の実証授業を実施する予定である。なお、大会当日（10 月 4 日）までに「ピアノの音が……」（9 月 8 日実施）は終えている見込みであり、可能な範囲でそのデータを反映する。「銀のしょく台」は大会後の実施となるため、結果は後日、稿を改めて報告したい。

4. 本発表で得たいフィードバック

本発表は実証授業実施前の構想・計画段階の報告である。①道徳教育と海外の闘技的市民性教育論との接続の妥当性、②成人の政治的主体を前提とするムフの理論を、対等性が必ずしも成立しない児

童間に適用することの是非、③対立を保持したまま行う評価規準の設計の妥当性について、忌憚のないご意見を頂きたい。

引用文献

岡田翔太（2025）「民主主義を担う学校の道德教育に関する研究——シャンタル・ムフの闘技民主主義の理論を手がかりに——」兵庫教育大学大学院修士論文。

シャンタル・ムフ（酒井隆史監訳、篠原雅武訳）『政治的なものについて——闘技的民主主義と多元主義的グローバル秩序の構築』明石書店、2008 年。

山本圭『現代民主主義——指導者論から熟議、ポピュリズムまで』中央公論新社（中公新書）、2021 年。

日本学術会議 哲学委員会 哲学・倫理・宗教教育分科会「報告 道德科において『考え、議論する』教育を推進するために」2020 年。

【第 1-4 分科会】

社会科教育学研究草創期における問題解決学習の捉え方

—内海巖の所論を中心として—

釜本健司（新潟大学）

日本社会の成員として必要不可欠な資質・能力の育成をめざすシティズンシップ教育のうち、特に知識やスキルの意図的・計画的な育成を主に担っている教科が社会科である。次期の社会科学学習指導要領改訂に向けては、課題解決的な学習の充実がうたわれている。このように課題解決的あるいは問題解決的な学習を強調する背景には、社会科成立時の学習方法論が問題解決学習によっていたことがある。この点については、例えば、片上宗二による「わが国に誕生した総合社会科の場合は、問題解決学習によって基礎づけられ、公民教育という性格を付与された社会であった。」（片上 1998, p.3）という説明が典型的である。この説明のとおり、社会科が成立した際の基礎づけが、成立当初の社会科における学習の方法論である問題解決に求められたことを意味している。

この問題解決学習については、新しく成立した社会科の教育を推進すべく理論的に指導をした人物の教育論については、社会科教育史研究としても多くの研究がなされている。近年では、大野木俊文（2018；2021）が、初期社会科の理論的・実践的な意義と限界性を視点に、当時における理論的指導者の所論の思想的背景にまで研究の射程を広げている。

その一方で、当時、学問として社会科教育学を立ち上げようとしていた学会の側で、この問題解決学習をめぐる、何が論じられていたのかについては、研究としての分析が手がけられていない。こうした問題意識から、本発表では、発表者が継続的に検討を加えてきている西日本社会科研究会・日本社会科研究会（現・全国社会科教育学会）に機関誌である『社会科研究』誌における問題解決学習の捉え方について、同誌創刊から、最初の 20 年間（1972 年まで）に多数の論文を草創期に寄稿した内海巖の所論を中心として試論的に分析することを目的とする。本発表では、内海（1957）における問題解決学習の捉え方とその特質を同時期の学会誌における論考である長坂（1954）などと比較しつつ検討する。

なお、発表内容の詳細は当日配付の資料を参照されたい。

参考文献

- 内海巖（1957）「問題解決学習ということ—その入門的解説—」日本社会科教育研究会『社会科研究』第 5 号, pp.2~6
- 大野木俊文（2018）「総合社会科と分化社会科の教育思潮の相克—上田薫と勝田守一の学問的アプローチの比較をととして—」全国社会科教育学会『社会科研究』第 88 号, pp.25-36
- 大野木俊文（2021）「戦後初期の社会科教育理論の思想的特質—馬場四郎と上田薫の学問的アプローチによる心理的要因の分析をととして—」日本教科教育学会『日本教科教育学会誌』
- 片上宗二（1998）「社会科の 50 年とその展望」全国社会科教育学会『社会科研究』第 48 号, pp.1-10
- 長坂端午（1954）「問題解決学習について」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.2, pp.4-8

【第 1-5 分科会】

政治的個性化を促す社会科論争問題学習の原理としての対抗社会化論 —エンゲルの再評価を通して—

小田一輝（岡山大学・学生）

I. 研究の目的

本研究は、学習者の自主的自立的思想形成を保障し、既存の思想や制度を相対化し批判的に検討できるようにする「政治的個性化」を目指した論争問題学習の原理と方法の解明に向けて、エンゲルとオチョアが提唱する「対抗社会化」論の原理の再評価を目指そうとするものである。本研究では、先行研究の分析を通して、政治的個性化を目指す授業構成原理・方法の開発に向けて、「対抗社会化」論を再評価し、政治的個性化を促す論争問題学習の原理にどのように関連するかを明らかにする。

II. 先行研究の検討

本研究では、先行研究として岡明（1991）の論文を取り上げる。岡明は、エンゲルの「対抗社会化」論を提示し、子どもたちの「思考の独自性」を保障し、発展させることを目指すことを目的としている。岡明は、「思考の独自性」を、「一人ひとりの社会に対する見方・考え方を保障すること」と述べる。しかし、子どもの「思考の独自性」を真に保障するには、社会に対する科学的な見方・考え方のみならず、自己の価値観や理想の社会像を踏まえ、それらを統合した「思想」を用いて、合理的に思考していくことが求められるのではないかと述べる。また、岡明は、学習内容の編成原理として「社会科で検討される公共の利益をめぐる社会的問題には、問題の事例そのものは異なるが過去から現在まで同じ価値観の対立を含む『永続的問題』こそが有効である」と述べる。ここでの永続的問題は、「自分たちが住んでいる社会とは異なる社会において直面したり、あるいは、直面している価値観の対立する問題」であるとしている。岡明は、「過去に生じた社会的問題や自分が直接生活する地域とは異なる地域で生じている社会的問題が取りあげられるのは、私たちが直面している社会的問題と類似しているため、そのような事例から考察することによって、解決の参考となる様々な方法が提示できる」としている。しかし、「永続的問題」は子どもたちの実生活や実体験から離れた事象になってしまい、またその解決には、その地域ならではの法・制度体系が設定されることによって解決が図られている可能性もあるため、永続的問題は私たちの直面している社会的問題の解決の参考ではなく、現在起きている社会問題の解決策も「過去の模倣」でよいのではないかという考えを生み出すかもしれない。また、「同じ価値観の対立」とあるが、それらに対する判断基準も、先行研究では明記されていない。

先行研究の課題を解明するため、エンゲル・オチョアの『Education for Democratic Citizenship—DECISION MAKING IN THE SOCIAL STUDIES—』の原本を再解釈し、再評価していく。さらに、原本の解釈を通して、対抗社会化の原理を踏まえ、政治的個性化を目指す授業原理を明らかにしていく。

参考文献

森分孝治「社会科公民と公民科とのちがいは何か―「公民科」（昭和六年）と「時事問題」（昭和二六年）の示唆するもの―」社会認識教育学会編『社会科教育学ハンドブック―新しい視座への基礎

知識一』明治図書、1994 年、pp.297-306.

Shirley H. Engle & Anna S. Ochoa 『Education for Democratic Citizenship —DECISION MAKING IN THE SOCIAL STUDIES—』 Teachers College, Columbia University New York and London, 1988

岡明秀忠「対抗社会化（countersocialization）をめざす社会科—S.H.エンゲルの内容構成論を中心に—」全国社会科教育学会『社会科研究』第 39 号、1991 年、pp.27-38.

【第 1-5 分科会】

日本の教育における教化（Indoctrination）の特徴

— V-Indoc を用いた国際比較・時系列分析 —

宇恵野珠美（白梅学園大学）

1. 研究目的

本研究の目的は、戦後日本の学校教育において、どのような価値・規範を伝達し、どのような市民の形成を目指してきたのか、また、それが教育における政治的中立性の理解とどのように結びついてきたのかを明らかにすることである。

2. 研究背景

本研究を行うにいたった契機には、筆者が 2024 年 8 月から 2025 年 6 月までスウェーデンに留学し、中学・高校での授業観察や、教員・教員養成課程の学生へのインタビューを行った経験がある。調査を通じて、スウェーデンでは時事問題が社会科の授業に限らず学校全体で頻繁に扱われ、政治的中立性を判断する際には「民主主義的な価値に反していないか」が基準となっていることを知った。こうした状況を目の当たりにし、スウェーデンが民主主義指数や若者の政治参加において高い水準を維持している背景には、学校教育を通じて民主主義的な価値が積極的に伝えられていることが関係しているのではないか、という問いを持ったことが本研究の出発点である。

一方、日本では、2023 年の文部科学省調査によると、主権者教育の実施率は 9 割を超える。だが、現実の政治的事象を扱い、議論を行った学校は 3 割以下にとどまる。その背景として、政治的事象を扱うこと自体が党派教育と見なされるのではないかと、教師が政治的中立性を過度に意識していることが指摘されている。また、小玉ら（2016）は、長年日本では、政治と教育は切り離して考えるべきだという考え方が強く、教育が脱政治化してきたことも原因にあると分析する。しかし、教育哲学者の Biesta（2022）が論じるように、教育とは何を教え、何を教えないかを選択する営みである。したがって、政治的事象を扱わないという選択も、教育を受ける者の価値観や規範意識の形成に影響を及ぼしうる。政治的中立性を考える際には、「教育がどのような価値を、どのように形成しているのか」という視点からも検討する必要があるのではないかと。

そこで、この問題を考える手がかりとして、本研究では「教化（indoctrination）」という概念に注目する。教化は従来、洗脳や思想統制といった独裁体制特有の教育として、否定的に理解されることが多かった。しかし、近年の政治学では、「国家が教育やメディアを通じて、自らが掲げる価値や規範を支持する理想的な市民を育む社会化のプロセス」として捉え直す研究が進んでいる（Neundorff et al. 2024）。この考え方に立てば、日本の主権者教育も「教化」という枠組みから分析することが可能となる。

3. 研究方法

本研究を進める方法として、以下の二つを考えている。

(1) V-Dem が 2024 年に公開した、1945 年から 2021 年までの世界約 160 か国を対象に、教育における教化の内容と方法（民主主義的な価値や愛国的な内容をどの程度教えているか、批判的思考を育てているか、教科書からの逸脱がどの程度許容されているかなど）を示す「V-Indoc」を用いて、

日本の教化の特徴を国際比較するとともに、戦後の変化を時系列で分析する。

(2) データ上で特徴的な変化が確認された時期を中心に、法律、学習指導要領、通知・通達、審議会資料等を分析する。また、教員、文部科学省官僚、政治家等へのインタビューも行い、どのような価値や規範が教えるべきものとされ、反対に何が政治的中立性に反するものとして避けられてきたのかを検討する。

4. 研究意義

本研究の意義は、教育における政治的中立性を「現実の政治的事象を扱うか、扱わないか」という問題だけでなく、教化という概念を用いることで、教育がどのような価値を伝え、どのような市民を育てようとしてきたのかという視点から捉え直す点にある。

主要参考文献

- Neundorf, A. et al., 2024, “Varieties of Indoctrination: The Politicization of Education and the Media around the World,” *Perspectives on Politics*, 22(3): 771–798.
- Biesta, G., 2022, *World-Centred Education: A View for the Present*, Routledge. (上野正道監修, 2026, 『世界中心の教育——現在へのまなざし』 東京大学出版会.)
- 小玉重夫・荻原克男・村上祐介, 2016, 「教育はなぜ脱政治化してきたか——戦後史における 1950 年代の再検討——」『年報政治学』2016(1): 21-52.

【第 1-5 分科会】

当事者意識を育む主権者教育とは？

—誰もが社会について考え明るい未来を抱ける日本へ—

早川 柊（立命館守山高等学校）

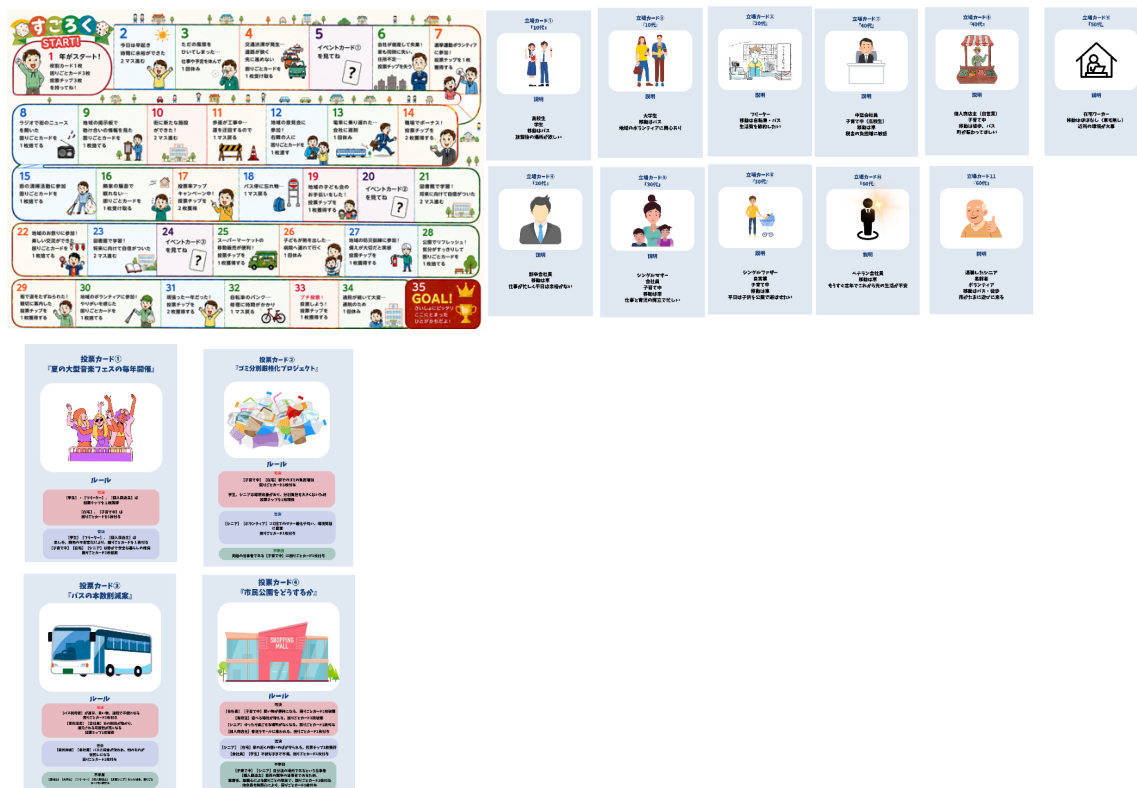
1. 研究目的

本研究は、投票率の低下傾向が顕著である現代社会に対して、自らの意思で当事者意識を持ち、自ら考え、判断することのできる力を小中学生の教育を通して身につけるための方法を提案しようとするものである。

現在、日本では 2016 年の公職選挙法改正による「18 歳選挙」を機に全国で主権者教育の重要性が認知されている一方で、授業数の問題や受験の問題から、パターンが固定されている。例えば、模擬選挙や出前授業などである。これらは数授業で終わってしまうものであり、将来の投票行動や当事者意識に結びつきにくいものであると考えられる。

2. 背景

昨年の高校の探究学習で選挙について探究した。その際、SNS で不満をよく見かける割には投票率が低いことに疑問を持ったことがきっかけである。SNS を中心に選挙の探究活動を進める中で、SNS よりも直接アプローチすることの必要性を感じ、主権者教育に出会い、政治教育をするための教材を作成した。



3. 研究の方法

小中学生に継続的に遊んでもらえるような投票人生ゲームを作成し、試遊してもらうごとにフィー

ドバックをもらい、完成に近づける。

4.課題

(1)中学校の課題

フィールドワークとして自分の母校の中学校に訪れた際、インタビューで聞いた課題は、「受験があるため、教科以外の勉強をしている時間がない。」「授業数が毎年ギリギリで時間が取れない。」「時間がある1、2年生に行いたい、公民の授業を行うのは3年生で理解しやすい3年生にしようとするとしても受験とかぶってしまう。」といったものであった。

(2)自作人生ゲームの課題

- ・わかりやすい身近さと政治や社会に関する内容のバランス
- ・クラス全体で行うため、無駄な時間の発生

【第 1-6 分科会】

シリアスゲームを活用した南アメリカ州の単元における授業開発 —当事者性を持った論争問題学習を目指して—

吉田由樹伯（北海道教育大学札幌校・学生）

（1）研究目的

本研究は、授業類型の一つである「論争問題学習」の効果を最大化するための手段の一つとして、事前学習に熱帯林の管理を疑似的に体験できるシリアスゲームを導入することで、生徒の当事者性を養った状態で本時の論争問題学習に進むことのできるような単元の開発を目指す。

（2）研究背景

3年次での教育実習の際に南アメリカ州を教えることになり、元々計画していた論争問題学習が今の単元の完成度ではできないと考え急遽ゲームを通して、生徒に当事者性を持たせることをゴールとする本時案の作成にシフトした。この本時が思いのほかいい評価を受け、今回の本時案を論争問題学習への足掛かりにすることができれば当初の課題であった当事者性の低い議論を脱せるのではないかと考えたのが研究動機である。

研究を始めるにあたり、教育工学という分野があること、今日の教育のツールとしてシリアスゲームというものがあることをしり、書籍を読んだり、実際にシリアスゲームをプレイしたり各分野について学習することから始めた。

研究の過程で「当事者性」をどう定義するかという指摘があり、先行研究から私の言葉で当事者性を定義することができた。一方で単元を作製するにあたり、自分自身の知識不足や当事者性の不足が問題点として残っているので、教科書以上の理解を求めて勉強する必要があるという課題がある。

（3）研究の意義・位置づけ

本研究では、論争問題の中でも物理的、心理的な距離の遠さから当事者性が持ちにくいとされている現代的で解決が困難な論争問題のテーマにおいて、シリアスゲームというツールを用いることによって生徒と問題の間の心理的な距離を縮めることのできるような学習を構成する。それによって、テーマによって論争の余地が制限されるという課題克服の一步になると考えられる。

参考文献

後藤崇志：「基礎と事例で学ぶ教育工学のすすめ」（2025）、ナカニシヤ出版
中西正司、上野千鶴子：「当事者主権 増補新版」（2024）、岩波新書
大津和子：「国際理解教育—地球市民を育てる授業と構想—」（1997）国土社

【第 1-6 分科会】

「誰かになってみること」がもたらすシティズンシップ教育的意義の探索 —子どもの権利に関する題材を扱う「劇団ピピオ」での「実感」からの示唆—

大岡慎治（広島県立呉三津田高等学校）

1. 問題の所在

本発表は、劇団ピピオ経験者の「実感」を言語化して整理することで、演劇／演劇教育がシティズンシップ教育において何を担えるか、その一端を探ることを目的とする。

劇団ピピオは広島市立高校演劇部と法曹関係者有志で構成される劇団で、2010 年の初演以来、子どもの権利にかかわる題材を扱ってきた。扱ってきた題材としては「子どもシェルター」・「いじめ」・「青少年の非行」・「デート DV」・「校則」・「発達障害」などがあり、2026 年 4 月の公演で 15 回目を迎えた。

劇団ピピオの関係者らは、「劇団ピピオは高校生にとって『法教育／キャリア教育的な意義』がある」という「実感」を語ってきた。演劇教育研究者の花家彩子（2012）は、長年にわたり演劇教育実践が行われてきた中で「上演を伴う演劇を経験することの意義は長い間「実感」されていたにも関わらず、その「実感」の正体は不明なままであった」（p.94）と指摘する。劇団ピピオも同じ状況であった。参加する法曹関係者や高校生が、その意義を実感しているにも関わらず、その言語化は意図して行われてこなかったのである。

子どもの権利にかかわる題材の演劇作品を高校生が法曹関係者とともに作劇・上演することにはどのような「意義」があるのか。本発表では、高校時代に劇団ピピオに参加したことにより弁護士・療育の道へと進んだ 2 名の語りを取り上げ、劇団ピピオのもつ「法教育／キャリア教育的な意義」を検討する。そして、そこから演劇という「誰かになってみること」がもつシティズンシップ教育的な意義について考察することを試みたい。

2. 発表者のポジショニングと研究方法

発表者も 2021 年より劇団ピピオに参加しており、劇団ピピオのもつ教育的意義を「実感」してきたひとりである。そこで発表者は、先の問題意識に立ち、劇団ピピオでの経験によって子どもの権利にかかわる職種に就くことを選んだ 2 名とともに、劇団ピピオの意義について言語化する機会を設けた。本発表で紹介する 2 名の語りは、そこでの半構造化インタビューがもとになっている。すなわち、本研究は劇団ピピオでの上演活動に〈当事者〉として関わってきた 2 名に、同じく〈当事者〉として参加している発表者が教育研究の視点から「分析者」として共に言語化を試みた「「当事者視点」を活用した研究」（伊藤，2019）である。

3. 結果の概略

インタビューにより整理された「実感」として、以下 5 点が挙げられる。

- ①社会的な弱者や彼・彼女らが置かれている状況を想像するようになった
- ②想像に留まらず、彼・彼女らのために何かをしたいと思うようになった
- ③よい演劇をつくるために、題材について深く知ったり共感するようになった
- ④講話や討論とは異なり、題材をめぐる状況にリアルに——身体的に・具体的に——アプローチでき

るのが演劇である

⑤劇団で関わる中で、法曹界に「楽しそう」「尊敬できる」という気持ちを抱いた

4. シティズンシップ教育への示唆

近年、演劇のもつ教育的効果に注目が集まっている（McGuinn et al.,2021；平田，2012；渡辺・藤原，2020 など）。そうした議論では、コミュニケーション能力（平田，2012 など）や教科学力（渡辺・藤原，2020 など）といった汎用的な能力の育成に「誰かになってみること」が資するという論が展開される傾向にある。しかし、「誰かになってみること」のもつ教育的効果はそれだけではないことが、劇団ピピオでの実感から示唆される。例えば、「児童虐待」という現実と演劇を介して出合った経験から、弁護士になって子どもシェルター設立に奔走した A さんの姿は「ケアの倫理」（岡野，2024）を体現している姿といえるだろう。演劇という「誰かになってみる」試みは汎用的な能力のみならず、題材との出会いから社会への関わりを再考／実践する市民の育成にも資すると考えられる。

【付記】本発表は 2025 年度日本演劇学会全国研究大会パネルセッション 1 「演技者の「市民性」を育成する演劇とその可能性—地域／社会への課題のアプローチ」（有元伸子、矢吹文乃、大岡慎治、戸田山みどり）での報告を再構成した。

参考文献

McGuinn, N, Ikeno, N, Davies, Ian and Sant, Edda(eds.) (2022) International Perspectives on Drama and Citizenship Education: Acting Globally, Routledge.

伊藤精男（2019）「「当事者視点」活用の方法論—「当事者」研究者の可能性に向けて—」『経営学論集』最終号，57-72.

岡野八代（2024）『ケアの倫理—フェミニズムの政治思想』岩波新書.

花家彩子（2012）「演劇経験を教育的に評価するための研究方法としてのオートエスノグラフィーの可能性」『学校教育学研究論集』25，85-98.

平田オリザ（2012）『わかりあえないことから—コミュニケーション能力とは何か』講談社現代新書.

渡辺貴裕・藤原由香里（2020）『なってみる学び 演劇的手法で変わる授業と学校』時事通信社.

【第 1-6 分科会】

「歴史を演じる」ことで生まれる問い
―見落とされてきた人々に光をあてる高校世界史の実践―

小田 歩（大阪府立高等学校）

1. 研究の背景と目的

日本の歴史教育において、生徒が自らの視点で歴史を捉えなおす学びへの転換が推進されている。令和6年度大学入学共通テストの問題作成方針においても、歴史に関わる事象を多面的・多角的に考察する過程が重視されていると記されている。高校現場で主流とされる教師主導でストーリーをなぞる授業は、通史を理解する上で基礎となるもので必要である（渡邊、2017）。しかし、それだけでは歴史は「過去のお話」に留まってしまい今の自分と重ね合わせることは簡単ではない。

特に、女性や子ども、先住民等のマイノリティといった、文字資料では見落とされてきた人々についての理解は、文献資料を読み解くだけでは深めることが難しい。Osler and Starkey（2010）は人権教育におけるナラティヴ（映画、小説、演劇等）の有効性を提唱し、Bhabha（2003）も学習者自身が語る「ナラティヴの権利」の保障が、集団的歴史の中に自らの居場所を見出す鍵になると主張している（木村他、2017）。また、渡部（2014）は演劇的知が自己を客観視する視座を与えるとしており、宮崎（2014）はドラマワークには身体性と即時性があるとしている。

本研究の目的は、高校の「世界史探究」において演劇的手法を取り入れた「歴史の身体化」を試み、その実践プロセスを分析することである。生徒自らが歴史的事象を元に演じ、身体化することで、教科書でスポットライトの当たらなかった人々の人権にも目を向けられるように促す。そして教師の用意した問いを超え、現代社会につながる「自らの問い」を生み出し、それらについて生徒が省察する意味を示す。

2. 研究の方法

公立高等学校2年生の「世界史探究」受講生34名を対象に、全6時間の授業実践を行った。授業構成は表1の通りである。

表1.授業構成

時限	段階	学習活動	指導上の工夫
1	導入・設計	グループ編成（4～5名×7班）、時代・地域の選択、プロット作成。	配役のジェンダーフリー化、非人間・架空人物の出演 OK、生成 AI の使用禁止、現代へつながる問いの設定を提示した。
2,3	制作・練習	史実を調査し、台本製作。3教室に分かれて自律的に練習。	教員は「見守り」に徹し、生徒の試行錯誤を邪魔しないよう留意した。他教員の観劇を事前に周知した。
4,5	上演	劇発表。観客は劇後の問いについて簡単に記述する。	他教科の教員（演劇専門等）も招き、緊張感のある状況を作った。
6	省察・	7つの問いから1つ選び、自分の	知識の習得を確認しつつ、歴史を自分の生き方

	振り返り	考えを長文で執筆。	や現代社会につなげるよう促した。
--	------	-----------	------------------

教科書内の記述が男性主体に偏りがちであることが富永（2010）によって指摘されているが、本授業では性別を問わない配役が可能なこと、架空の人物や動物の出演も可能なことなどを伝えた。各班上演後には、演劇を受けて観客に考えてほしい問いを提示させた。観客は観劇後2分程度でその問について考え、6時間目にそれらの問いから一つ選び、さらに深く考え文章化する時間を設けた。

3. 結果・考察

上演準備・本番を通して、生徒たちの自発的な工夫と身体化が見られた。「朱元璋」を扱った班では、手作りの冕冠やメイクで権力者を表現し、振り回される民衆の姿も見事に演じきった。「ジャンヌ・ダルク」の班では、制服の着脱で農民から英雄への変容を演じ、教室にあったほうきをはりつけ台に見立てるなど、小道具のアドリブ活用が見られた。これらは「動きながら感じ、表現が理解を促す」プロセスとしての表現（渡部、2014）が発揮された例といえる。今後は生徒の考察文等を分析し、授業効果と展望について論を進めたい。

参考文献

- 渡邊明彦（2017）「高校日本史における「歴史的思考力」育成の課題—静岡県東部の「授業時間数」を事例に一」『教科開発学論集』第5号, pp.135-145.
- オードリー・オスラー, 木村涼子, 田中稜 他（2017）「＜翻訳＞私たちが語る物語：多文化的文脈において正義と平等のための教育におけるナラティブの役割を考える」『大阪大学教育学年報』第22号, pp.65-80.
- 富永智津子（2010）「高校世界史教科書のジェンダー化にむけて—日本とアメリカの比較—」『学術の動向』15(6), pp.58-61.
- 宮崎充治（2014）「ドラマワークで物語を読み、ひらき、つながる」渡部淳・獲得型教育研究会編『教育におけるドラマ技法の探究—「学びの体系化」にむけて—』明石書店, pp.37-56.
- 渡部淳（2014）「獲得型教育とドラマ技法研究」渡部淳・獲得型教育研究会編『教育におけるドラマ技法の探究—「学びの体系化」にむけて—』明石書店, pp.9-36.
- 大学入試センター（2024）『令和6年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト問題作成方針』令和6年度問題評価・分析委員会報告書, 独立行政法人大学入試センター, （2026年8月3日閲覧）.

【第 1-7 分科会】

人新世における子どもの地域参加

ー地域住民による放課後自然クラブへの既参加者インタビューからー

福原英信（早稲田大学大学院）

（1）問題意識・目的

人新世において、自然と人間を切り離す二元論を見直すことや、人間も地球の生態系の一部であるという認識に立つことが求められている。足元の地域での教育活動もまた、人間だけでは成り立っておらず、自然と人間が相互に影響を与え合う中で成り立っている。より顕著な例として、地域活動として行う放課後自然クラブは、人間同士、自然と人間の間をつなぎなおす教育活動である。

地理的現象学を踏まえ、物理的な空間と意味が付与された場を区別する（レルフ,2007）と、地域活動として行う放課後自然クラブは、参加者に人文・社会的および生態学的意味を付与して、空間から場へと変容することを促す教育活動であるといえる。

生活圏での自然との関わりを生み出すための教育活動に関して、環境配慮行動や環境保全に関するセンス・オブ・プレイス論やプレイス・ベースド・ラーニング論でなされてきた。センス・オブ・プレイス論においては、プレイス・アタッチメント（場への愛着）やプレイス・ミーニング（場への意味づけ）を持つことが、センス・オブ・プレイスに繋がり、地域環境の保全行動や保全意識につながるということが明らかになっている（桜井良 2018 など）。一方で、生態学的意味づけが焦点化され、人文・社会的意味との相互作用が十分に検討されていない。

プレイス・ベースド・ラーニング論においては、学校教育や学校教育が中心となり地域団体の協力を得る自然体験活動を通じて、地域への愛着を促す研究が中心である。人間同士、自然と人間の間をつなぎなおす教育活動を考える上で、学習指導要領を中心に行う学校教育による教育活動と地域住民による自然体験活動では性質が異なる。地域参加を考える上では、活動そのものが地域参加やシビックアクションである地域住民による自然体験活動が持つ教育活動を検討する必要がある。

本研究では、地域住民による生活圏での放課後自然クラブが子どもに与える影響を探究する中で浮かび上がってきた地域参加への側面を中心に発表する。

（2）研究方法

本研究は、神奈川県逗子市にある（一社）そっか（以下そっか）が実施する放課後自然クラブ「黒門とびうおクラブ（以下とびうお）」を調査対象としてフィールドワーク、既参加者 12 名へのインタビューを実施した。インタビュー対象者は、活動に 1 年以上参加して、活動を終えてから 3 年以上が経過した高校生・大学生・専門学校とした。相互的な関係でのプロセスを明らかにするという研究の特性を踏まえて、木下（2020）M-GTA の方法を援用したコーディング分析を行った。

本件研究では、運営団体の協力を得て、月 3 回程度補助員として参与観察することによって、インタビュー解釈の妥当性を高めている。

（3）フィールドワーク先概要

本研究のフィールドである神奈川県逗子市は、三浦半島の付け根に位置し、鎌倉市と葉山町などに隣接する。東京駅から約 1 時間の距離にあり、都内や横浜に通う人のベッドタウンでもある。海・山・

川に恵まれており、自然のある環境で子育てをするために移住してくる家族も多いとされる。

フィールドワーク先であるとびうおを運営するそっかは、「逗子海岸を真ん中に、子どもも大人も皆と一緒に、遊びと暮らしを作る地縁コミュニティー」を掲げている。

2010年に、共同代表の永井巧さんが知り合いから「目の前に海があるのに、子どもや親自身が遊び方を知らない」と聞き、子どもたちと放課後の時間に海で遊び始めた。徐々に人が増え、2016年に法人化した。

小学生を対象とするとびうおについては、平日の16時から2時間、曜日ごとに約25人のクラスがある。活動場所は神奈川県逗子海岸を中心とする海・山・川・竹林である。

コーチによる「おさかなクラブ」や「カヌー部」、「素潜り部」。イベントとして、逗子アドベンチャーレース（保護者発案で共催）やキャンプ（コーチ主催）なども実施されている。

保護者の多様な関わりによって活動が支えられており、運営側の大半も保護者や元保護者、既参加者で構成される点が特徴である。

（４）結果・考察・結論

分析結果によると、既参加者は地域住民による放課後自然クラブでの経験を通じて、生活圏への多層的な意味づけをしており、活動中やその後の経験を経る中で、放課後自然クラブでの経験が再構成され、地域参加につながっていることを示唆している。

生活圏における地域住民による自然体験活動では、生活圏への意味づけもまた、人間だけでは成り立っておらず、自然と人間が相互に影響を与え合う中で成り立っていると考えられる。

参考文献

エドワード・レルフ（2007）『場所の現象学』高野岳彦・阿部隆・石山美也子 訳、ちくま学芸文庫（原著：Relph,E.Place and Placeless、1976）。

木下康仁（2020）『定本 M-GTA：実践の理論化をめざす質的研究方法論』医学書院。

桜井良（2018）「里海を題材として中学生への海洋プログラムの教育効果」、『環境教育』28（1）、12－22。

【第 1-7 分科会】

高校生・若者の参画と政治化のための媒介的存在 —高校生のプロジェクト活動を支える大人たちに着目して—

宮内裕大（大阪大学大学院）

1989 年に国連総会で採択された「子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child）」は、1994 年に日本において批准された。しかし、批准後 25 年以上にわたり日本政府が子どもの権利に関する法令を制定することはなかった（瀧口、2017）が、2022 年 6 月、子どもの権利について位置付けたこども基本法が制定された。さらに 2023 年には子ども・家庭庁が設置されるなど、子ども・若者に対する施策が注目されており、子ども・若者が意見の聞く必要のある存在として認識されつつあるが、未だ道半ばである。

デューイは民主主義を政治の形態を超えるものとして捉え、「共同生活の一様式、連帯的な共同経験の一様式」であると定義した（Dewey、1916=1975）。民主主義社会においては、縦横無尽に絡み合う関心が公共化され、連帯的に議論され、そして政策が個人的な問題からではなく、「結びつき、相互に伝達された経験」から導き出され（ボイスヴァート、1997）、人の関心から社会的な関心が創出されることを奨励しながら、その社会で相互に影響を受けあう。

こうした民主主義社会の実現のためには、若者たちの関心・問題・経験から発せされる「声」が社会的なものとして影響を及ぼすことができるようになることは重要である。新谷（2002）が明らかにしたように、若者たちのニーズを損なわずに大人社会に届けるためには、若者に関わるスタッフの「絶妙なバランス感覚」が必要である。若者たちの「声」を社会全体に届けるために、彼らに向き合い、活動する大人の存在は重要であると考えられる。

こうした問題意識を踏まえ、本研究では高校生のプロジェクト活動をサポートする NPO や社会教育団体に着目する。これらの団体は、高校生の自分自身の問題意識に基づいたプロジェクトの立案、実施のプロセスを、学校を通した探究学習支援やプレゼンの場づくり、個別の高校生に対する様々なサポートに取り組んでいる。多様な活動を通して、高校生/若者の思いを実現しようとする彼らは一体どのようなことを考え、社会実装しようとしているのだろうか。若者に向き合う大人たちが、若者の「声」としてのプロジェクトをどのように支援し、社会全般に届け、影響力を発揮できるようにしようとしているのかを明らかにすることを目指す。

参考文献

- 新谷周平（2002）「若者の参画の機能—「ゆう杉並」中・高校生運営委員会を対象として—」日本社会教育学会編『子ども・若者と社会教育—自己形成の場と関係性の受容—』東洋社出版、pp.170-182.
- 瀧口優（2017）「子どもの権利条約から見た日本の行政の子ども観」『白梅学園大学・短期大学 教育・福祉研究センター研究年報』No. 22、39-46.
- Audrey Osler and Hugh Starkey(2005) Changing Citizenship, Open University Press.(=オードリー・オスラー、ヒュー・スターキー/清田夏代、関芽訳『シティズンシップと教育 変容する世界と市民性』勁草書房、2009 年)
- John Dewey(1916) Democracy and Education, An Introduction to the Philosophy of Education, The Macmillan Company.(=デューイ/松野安男訳『民主主義と教育（上）』岩波書店、1975 年)

Raymond D. Boisvert(1997) JOHN DEWEY: Rethinking Our Time, State University of New York Press. (=レイモンド・D・ボイスヴァート/藤井千春訳『ジョン・デューイ-現代を問い直す-』晃洋書房、2015 年)

【第 1-7 分科会】

こども食堂運営者の活動に対する意識の変化と継続プロセスに関する研究
—複線経路等至性アプローチ(TEA)を用いたインタビュー分析に基づいて—

玄馬久那愛（岡山大学大学院）

1.研究の目的と背景

本研究の目的は、こども食堂の運営者を対象とし、人生経験や社会的背景からこども食堂の開設や活動継続における価値観や意味づけの変容プロセスを明らかにすることである。

近年、こどもの貧困やこどもの居場所づくりを背景に、こども食堂の箇所数が全国的に増加している。なかでも岡山県のこども食堂の増加率が全国第3位となっており、地域における需要や関心の高さが窺える。これまで、ボランティアの学びや活動の課題、継続要因に焦点を当てた研究が行われてきたが、運営者が困難を感じながらも継続していく過程は十分に明らかにされていない。今後も、こども食堂が継続的に展開されるためには、運営に関わる人がどのような経験やプロセスを経て活動に意義・意味を見出し、関わり続けているのかを明らかにすることが求められる。

2.岡山県・香川県のこども食堂でボランティアを行う若者を対象とした調査

岡山県・香川県にある3つのこども食堂の各場所でボランティアを行う高校生・大学生3名を対象に調査を行った。結果、「継続」してボランティアを行うことによって、周縁的参加にとどまりつつも、「活動への関与の範囲」や「アイデンティティの実感」など5つの項目において活動、学びの質が高まっていることが明らかになった。また、ボランティアで学びを得たり、学びの質を高めたりするために「他者に対するアクセスのしやすさ」や「他者からの承認度合」が関与することも明らかになった。

3.岡山県のこども食堂運営者を対象とした調査

今後、こども食堂の開設や活動継続における価値観や意味づけの変容プロセスを明らかにするために、岡山県に所在するこども食堂の運営者を対象として、インタビュー調査を実施していく。本報告では、調査の結果と検討している分析方法の詳細について発表する。

【第 2-1 分科会】

インフォーマルな民意醸成と証言的不正義の壁 ーインドネシア住民のだべり文化の中で紡がれる政治的主張に着目してー

大庭フランシス光瑠（日本学術振興会特別研究員）

1. 背景・問題関心・問い

発表者はこれまで、インドネシアの道端やカフェ、屋台などでコーヒーやタバコを片手に時間を費やすだべり文化(nongkrong)のなかで紡がれるインフォーマルな熟議が、インドネシアの政治文化に民主主義が根付き、芽生えていくための資源となりうるという仮説のもとに研究を進めてきた。インドネシアは民主化を迎えて日が浅い国家であり、現代まで権威主義化との間で揺れ動く国家でもある。それゆえ、この社会において民主主義を下支えする文化的資源としての日常の熟議のあり方を問うことには、一定の学術的意義がある。これまでの調査からは、住民たちが政治について語り合いながらインフォーマルに熟議を重ねている様相が明らかになってきた。だべりの場所や、誰とだべるかによって、熟議の方向性や深みが変化することも観察されている。また、住民自身が語りのなかで「個人の問題は政治の問題である」と結びつけていることも確認された。その一方で、「自分たちには政治を変えられない」と自らの語りを否定するような語りも数多く見られた。なぜ住民は、自らの政治的主張をこのように切り捨ててしまうのか。本発表では、この問いを「認識的不正義」、なかでも「証言的不正義」の観点から検討する。

2. 本研究の位置付け

認識的不正義とは、ある人が知の主体(knower)としての資格を不当に低く見積もられる状態を指す。そのうち証言的不正義とは、ある語りが「誰によって発せられたか」という話者の属性を基準として、不当に聞くに値しないものとみなされる状態を指す。本研究では、住民たちがインフォーマルに語る政治についての言葉が、「取るに足らない語り」として証言的不正義的に切り捨てられているために、その語りが実際の政治的影響力へと結びついていないのではないか、という視座を提示する。

3. 研究手法

①だべりの場への参与観察、②だべり日記の分析、③為政者（村長、行政官）へのインタビュー、という3つの手法を組み合わせた質的調査を行った。

4. 結果・結論・意義

調査からは、為政者が住民の語りを”omong kosong”(取るに足らない無駄話)として一蹴する場面が確認された。住民自身もまた、政治について語り、異議を唱える(claim)ことは多いものの、それを「単なる愚痴にすぎない」と自己否定する語りをたびたび示した。そこには、「自分たちは政治に動かされるだけの駒であり、政治を動かす側ではない」「政治のプロは自分たちの言葉になど耳を傾けず、自分たちに都合よく政治を動かしている」という認識が根底にあった。これはまさに証言的不正義の状態であるといえる。住民のインフォーマルな政治的語り自体は民主主義の資源たりうる豊かさを持ちながらも、証言的不正義という壁によって公的な政治的影響力へと結実することを阻まれている。本発表では、この壁をどのように乗り越えうるかを議論したい。

【第 2-1 分科会】

「聴くこと」と「ストーリーテリング」を基盤とした社会科教育の構想

—Conklin & Andolina の諸研究を手がかりに—

岩崎圭祐（鹿児島大学）

植原督詞（お茶の水女子大学）

1. 研究の背景と目的

本発表は、「聴くこと」と「ストーリーテリング」を基盤とした社会科教育の可能性について、Conklin & Andolina (2025) で示された公民教育カリキュラムの構成とその効果を紐解くことで明らかにするとともに、小・中・高の社会系教科の中で実際に取り入れていくための手立てを提案するものである。

社会科教育において、論争問題や社会問題を取り入れることの意義や、それを実現するためのカリキュラム・実践については、これまで数多くの研究が蓄積されてきた。そこでは、問題に対する生徒の「合理的意思決定」を促したり、対立する意見の間で合意形成を図ったりすることが重視されてきた(吉村, 2003 など)。社会問題について根拠や理由に基づいて自らの判断や主張を形成することが、社会科教育における重要な目標の一つとして位置づけられてきたといえる。一方で、近年では、論争問題学習に取り組む教室における一部の生徒による「議論支配」の問題(植原・渡部, 2024)や、教師が教室での生徒同士の感情的な対立を懸念することが指摘されており、単に議論を促すだけではなく、生徒が互いの考えや経験を聴き合い、対話することのできる環境をいかに形成するかが課題となっている。また、近年の「分極化」する政治・社会状況は、そのような教室内の状況をさらに難しくしている。異なる立場や価値観をもつ人々の間で相互理解を図ることが難しくなるなか、社会においても、今一度「会話」を続けることが注目されている(朱, 2026)。こうした議論を踏まえるならば、社会科の授業においても、論争問題や社会問題に対する合理的意思決定や理性的な判断を生徒に求めていくだけでなく、他者の語りをいかに聴き、その経験を通して社会問題をどのように捉え直すのかという視点から、授業のあり方を編み直していく必要がないだろうか。

2. 「聴くこと」と「ストーリーテリング」を基盤とした社会科教育実践

以上のような問題意識から、本発表では Hilary G. Conklin と Molly W. Andolina の共同研究の成果に着目した。両者は公民教育における「共感的傾聴」に関する研究を 2010 年代後半から継続的に行っており、かねてから「共感」や「傾聴」を重要な市民性の要素と指摘してきた(Andolina & Conklin, 2021)。これまでの研究成果をカリキュラムとして構想したのが Conklin & Andolina (2025) である。

カリキュラムの全体像は表 1 の通りである。カリキュラムは大きく分けて、① 共同体としての規範・ルールの構築、② 特定の社会問題の分析、③ 個人の体験のストーリーテリングを通した傾聴のスキルや意味の理解、④ 権力構造が生み出す支配的なナラティブの分析、④ 共感的傾聴やストーリーテリングを通した自己や他者のアイデンティティの複雑さ、社会問題の複雑さの理解、⑤ 特定の社会問題の再分析の 6 段階に分けられる。本カリキュラムが取り入れている「良い」聞き方や「悪い」聞き方の演習、「ストーリーエクスチェンジ」といった活動は SEL (社会情動的学習) や構成的グループエンカウンターの手法としても取り入れ可能であり、従来の社会科教育では、教科外の活動として捉

えられてきたといえよう。しかしながら、そのような活動をあえて公民教育の中に位置付けることで、他者の「経験」に目を向けながら社会問題を捉え、自らの見方を問い直すとともに、異なる経験や価値観をもつ他者とともに社会のあり方を考える学習へとつなげることができると思う。

本発表では、カリキュラム内で「聴くこと」や「ストーリーテリング」がどのように公民教育の中に取り入れられており、こうしたカリキュラムの構成が公民教育としてどのような意義を持つのかを明らかにすることで、「聴くこと」を社会科の学びに位置付けるための視点を提案したい。

表1：「聴くこと」と「ストーリーテリング」を基盤とした公民教育カリキュラム

	概要
1	生徒の主体性と発言権を育み、透明性の確保と対等な参加を実現するための、教室におけるコミュニケーション規範の共同構築を行う。
2	移民摘発と地域社会への影響に焦点を当てた現代の事例を分析する。相反する利害を持つ多様な関係者が登場するこの事例は、学生の既存の理解や価値観を引き出し、学生が問題にどう対応するかを記録しつつ、複雑な問題に取り組むための基盤を築くことを目的とする。
3	「良い」聞き方と「悪い」聞き方の演習や「スナップショット・オートバイオグラフィー」など、感情的な安心感と信頼を育むコミュニティ構築の実践を行う。
4	市民社会の問題を考えるために必要な「価値観整理」の演習を行う。自分自身の持つ価値観の優先順位を見極めるとともに、仲間の価値観やそれを育んだ経験について理解を深める。
5	生徒が自分自身や他者のアイデンティティの複雑さを考察するのを助けるための、社会的アイデンティティに関する演習を行う。
6	支配的なナラティブに関する授業を行い、権力構造がいかに国家、地域、コミュニティのナラティブを形成しているかを生徒が認識できるようにする。
7	「自分との違い」や「自身の信念を形作った背景」について語り合い、傾聴の姿勢と共感的理解を育むための体系化された対話プログラム（「ストーリー・エクスチェンジ」）を行う。
8	終身刑を宣告された受刑者の市民活動に関する事例と、別の市民活動事例（地元のホテルがホームレスの人々のためのシェルターとなる取り組みに焦点を当てたもの）を分析する機会を設ける。生徒たちがこれまでの授業で学んだスキルや視点を共同で応用・実践し、振り返りを通じてメタ認知的なつながりを育むことを目標とする。
9	
10	移民摘発と地域社会への影響に焦点を当てた現代の事例を再度分析する。活動前後の分析結果を比較することで学生の学習状況を評価する。

※本プログラムは Narrative4/Digital Inquiry Group/Mikva Challenge/Facing History and Ourselves といった教育 NPO 団体のプログラムから着想を得ている。

(Conklin & Andolina (2025) を元に筆者が翻訳、一部省略し作成)

参考文献

- Andolina, M. W., & Conklin, H. G. (2021). Cultivating empathic listening in de-mocratic education. *Theory & Research in Social Education*, 49(3), 390–417.
- Conklin, H. G., & Andolina, M. W. (2025). Toward a more empathic, connected, and

humanizing democracy: A civics curriculum centering listening and storytelling. Theory & Research in Social Education, 53(4), 504-537.

植原督詞・渡部竜也（2024）「論争問題学習において『議論支配』する側の子どもの論理」『日本教科教育学会誌』Vol.46(2), 35-49.

朱喜哲『バラバラな世界で共に生きる：リチャード・ローティの哲学』NHK 出版

吉村功太郎（2003）「社会的合意形成能力の育成をめざす社会科授業」『社会科研究』59, 41-50.

【第 2-1 分科会】

誰が市民性教育の機会をより多く得ているのか —日本における Civic Opportunity Gap の検証—

坂本治也（関西大学）

1. 研究の背景と目的

政治参加は所得や教育程度といった社会経済的要因によって強く規定される。政治学における実証研究では、高所得者や高学歴者は、低所得者や低学歴者に比べて、より積極的に政治参加することが明らかにされてきた (Verba et al. 1995)。民主主義の下では、形式的には誰もが平等に政治参加を行う権利を有する。しかし、実際には「持たざる者」よりも「持てる者」の方が、より多くの政治参加を行っており、自らの利害を政治過程に入力する点で有利な立場にある。

こうした社会経済的要因に由来する政治参加の格差は、1980 年代頃の日本では比較的小さいものであったが、近年は顕在化しているとされる (蒲島・境家 2020)。日本ではしばしば「政治参加をいかに増やすか」というテーマのみに世間の関心が集まるが、「政治参加の格差をいかに縮小するのか」というテーマも今日では同様に重要である。

政治参加の不平等を縮小していくうえでは、学校における市民性教育が重要な役割を果たすことが期待される。広く政治や公共について主体的に学ぶ場が学校教育で設けられることにより、若年者の政治的知識、政治的関心、政治的効力感などが高まり、社会経済的に不利な家庭出身の生徒であったとしても、将来の積極的な政治参加につながる資質を獲得することが可能となる。

実際、これまでの実証研究では、市民性教育が社会経済的に不利な家庭出身の生徒や家庭内で十分な政治的社会化の機会を得ていない生徒の政治的知識、政治的関与、政治的効力感などを高め、家庭背景に由来する格差を縮小するという「補償効果」が生じることが指摘されている (Gainous and Martens 2012, Neundorff et al. 2016)。

しかしながら、そもそも市民性教育へのアクセス機会自体が平等に与えられていない可能性がある。Kahne and Middaugh (2008) は、市民性教育へのアクセス機会は、生徒の人種、履修コース、親の学歴によって格差があることを指摘し、「市民性教育機会のギャップ (Civic Opportunity Gap)」と名付けている。

市民性教育が社会経済的に恵まれない環境にいる生徒の市民性を育むものとしても、そもそも恵まれない環境にいる生徒ほど市民性教育へのアクセス機会を得ることが少ない。他方、社会経済的に恵まれた環境にいる生徒ほど、市民性教育へのアクセス機会を豊富に得ることにより、市民性を獲得する可能性がより高い。こうした「市民性教育機会のギャップ」が存在するのであれば、市民性教育は結局のところ政治参加の不平等を解消するどころか、むしろそれを悪化させる恐れもある。

管見のかぎりでは、日本において生徒の社会経済的属性や家庭背景に着目し、どのような生徒がより多くの市民性教育へのアクセス機会を得ているのかを個人レベルのデータによって実証的に検討した先行研究は見当たらない。そこで本報告では、日本でも「市民性教育機会のギャップ」が見られるかどうかを定量的観察データによって検証する。

2. 研究方法

本報告では、2026 年 2 月に独自に実施した 16~25 歳の高校生・大学生を対象とするオンライン

意識調査のデータを定量的に分析する。

本報告では、市民性教育へのアクセス機会を測る変数として、回答者が在籍していた中学校や高校において「生徒の自治や自立を重んじる教育」（自治・自律教育）、「選挙や公共問題について考えさせる教育」（選挙・公共教育）、「平和や人権の重要性を理解させる教育」（平和・人権教育）が行われていた頻度（4件尺度）を用いる。生徒の社会経済的環境や家庭での政治的社会化を測る変数としては、世帯収入、両親が大卒・院卒、親が選挙で投票所へ行く際に一緒について行った経験（投票所同行経験）の3つを用いる。

3. 分析結果とその含意

分析の結果、市民性教育へのアクセス機会と世帯収入の間には有意な関連が見られない一方、自治・自律教育と選挙・公共教育の機会については、両親が大卒・院卒であることや投票所同行経験と有意な関連が見られた。つまり、両親が高学歴である若年者、また幼少期に投票所同行経験があった若年者ほど、中学・高校段階でより市民性教育へのアクセス機会を豊富に得ていることが示唆される結果であった。この結果から、日本においても部分的には「市民性教育機会のギャップ」が見られることがうかがえた。市民性教育が政治参加の不平等を是正するように機能するためには、家庭背景にかかわらず市民性教育へのアクセス機会が広く確保されるような教育のあり方を考えていく必要がある。

Gainous, Jason and Allison M. Martens. 2012. “The Effectiveness of Civic Education: Are ‘Good’ Teachers Actually Good for ‘All’ Students?” *American Politics Research* 40(2): 232–266.

Kahne, Joseph and Ellen Middaugh. 2008. *Democracy for Some: The Civic Opportunity Gap in High School*. CIRCLE Working Paper 59. Center for Information and Research on Civic Learning and Engagement.

蒲島郁夫・境家史郎. 2020. 『政治参加論』東京大学出版会.

Neundorff, Anja, Richard G. Niemi and Kaat Smets. 2016. “The Compensation Effect of Civic Education on Political Engagement: How Civics Classes Make Up for Missing Parental Socialization.” *Political Behavior* 38(4): 921–949.

Verba, Sidney, Kay Lehman Schlozman and Henry E. Brady. 1995. *Voice and Equality: Civic Voluntarism in American Politics*. Harvard University Press.

【第 2-2 分科会】

政治に関する見方・考え方の育成を通して —合理的な意思決定ができる市民を育てる中学校社会科授業開発研究—

黒川幸太郎（岡山大学大学院）

I. 研究の目的

本研究は、中学校公民的分野の政治学習において、政治に関する見方・考え方の育成を通して、合理的な意思決定ができる市民育成を目指した授業開発を行うものである。政治学習は、「憲法の条文と、政治や司法の制度を順番に解説していくような事実を表面的にしか捉えさせないものか、あるいはそれらに加えて共同体の一員としての自覚や態度、愛国心などを教授するもの」として構成されがちである¹⁾。こうした学習は、特定の価値に基づく閉ざされた認識形成につながってしまう。本研究では、科学的な社会認識形成を踏まえて、学習者の合理的な意思決定を目指した授業を提案する。

II. 科学的な探求過程としての社会科授業

森分は、科学的探究の過程について「科学的理論は、社会的事象・出来事の説明、予測あるいは理論の吟味・検証、すなわち科学的探究の方法をふまえないと習得できない。法則や理論は、創造し応用し吟味していく過程をふまえないと習得されない。」と述べている²⁾。佐藤は、科学的な社会認識形成を目指した小学校社会科授業として、反証事例を用いた探求プロセスを提案している³⁾。佐藤の実践は、警察官の仕事を事例として、「法の制定者」や「市民」の視点に留まらず、「法の執行者」の視点を概念体系に組み込み、社会を安定的に維持する仕組みを認識できるようにすること」を目的としている⁴⁾。これは、学習者が持つ既存の認識の成長を目的としたものであり、その変容した認識を土台として立憲主義という概念を理解することができるよう本実践を位置づけている。本研究では、佐藤の実践を踏まえ、科学的な探求プロセスによって社会認識体制を成長させ、社会問題に対して合理的に意思決定を行うことができる授業を開発するものである。

参考文献

- 1) 桑原敏典「社会科学科としての政治学習の再評価—行動科学的政治学に基づく教材を手がかりとして—」全国社会科教育学会『社会科研究』第 60 号、2004 年、pp.21-30.
- 2) 森分孝治「社会科授業構成の理論と方法」明治図書、1978 年、p.119.
- 3) 佐藤章浩「立憲主義に基づく小学校中学年の社会科授業開発—単元「交番の警察官の仕事」の実践を事例に一」社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』第 29 号、2017 年
- 4) 同上、p.22.

【第 2-2 分科会】

ASEAN からの留学生の日本での学びに対する期待と現実のギャップ —専門性と国際性のバランスの視点からの考察—

仁井勇佑（岡山大学大学院）

発表要旨

留学と一口に言っても、数日間の交流を目的とするものから数年かけて学位を取得するものまで、その期間や目的は多岐にわたる。日本学生支援機構（2026）の調査によると、直近（2024 年）の日本人学生の留学者数 91,054 人の内、留学期間 1 年未満が 60,301 人（66.2%）と最も多くなっており、3 ヶ月以上 6 ヶ月未満 10,130 人（11.1%）、6 月以上 1 年未満 9,907 人（10.8%）、1 年以上 3 年未満 8,517 人（9.3%）と続き、1 年以上の留学はわずか 1,793 人（1.2%）に留まっている。

留学の意味としては、留学先で学術的な専門性や新たな知見を身につけることが中心だが、留学先での学びと生活を通して異文化理解・異文化コミュニケーション力の向上など国際性を身につけること（岩城（2020）、水松（2024）、小林（2026））も重要である。また、Marginson（2013）、岩城、小林は、自己成長が重要な留学目的の一つであることを明らかにしており、岩城と小林は、その中でも就職を視野に入れた自己成長が留学目的であることを指摘している。

日本から海外を目指す留学生にはこのような傾向が見られるものの、日本を訪れる海外からの留学生にも同じことが当てはまるのだろうか。日本学生支援機構（2024）の調査によると、海外からの留学生の目的は、回答人数が多い順に「日本で働く、もしくは日本企業に就職する」「学位を取得する」「就職に必要な技能や知識を身につける」（p 7）となっていた。また、日本を留学先として選んだ理由は、「日本社会に興味があり、日本で生活したかった」「日本語・日本文化を勉強したかった」「日本の大学等の教育や研究が魅力的と思った」（p 7）の順であった。この調査結果より、海外から日本への留学生は一般的に日本への憧れを持ち、就職を見据えて留学する傾向があると推察され、必ずしも日本人の海外留学動機と一致しないように思われる。しかしながら、本調査の回答者属性に目を向けると、回答者 7,867 人のうち国公私立大が 3,679 人（46.8%）であること、ASEAN 出身が 9 カ国 2,151 人（27.3%）であることから、決して大学・大学院に所属する ASEAN 出身留学生の実態を正確に捉えたものではない。

海外から日本の大学・大学院を目指す ASEAN 出身留学生は、日本での学びに何を期待し、日本の大学のカリキュラムはそれに応えることができているのか、本研究は、専門性と国際性の習得という二つの視点から、留学生の留学動機と現実とどのようなギャップがあるかを明らかにしようと試みるものである。

参考文献

岩城奈巳（2020）「学生が留学を決定する要因についての一考察」『名古屋大学高等教育研究』（20）

URL: <https://web.cshe.nagoya-u.ac.jp/publication/journal/img/no20/21.pdf>（閲覧日：2026 年 7 月 30 日）

小林元気（2026）「日本人学生はなぜ留学するのか ―グローバルな移動の価値をめぐるローカルな論理―」『名古屋高等教育研究』（26） <https://web.cshe.nagoya-u.ac.jp/publication/journal/img/no26/13.pdf>（閲覧日：2026 年 7 月 25 日）

日本学生支援機構（2024）令和5年度 私費外国人留学生生活実態調査 概要 https://www.studyinjapan.go.jp/ja/_mt/2024/10/Seikatsu2023.pdf（閲覧日：2026年8月30日）

日本学生支援機構（2026）2024（令和6）年度 日本人学生留学状況調査結果 https://www.studyinjapan.go.jp/ja/_mt/2026/05/data2024n.pdf（閲覧日：2026年8月2日）

水松巳奈（2024）「大学での留学促進に向けた一考察 ―留学準備講座での大学生の留学に関わる価値観と行動特性に着目して―」 <https://www.toyo.ac.jp/assets/academics/international-exchange/11b5b9b0ae60e022900436a821a84969.pdf>（閲覧日：2026年7月31日）

MARGINSON, Simon (2013) Student Self-Formation in International Education, *Journal of Studies in International Education*, (18)., 1, p6-22 https://www.researchgate.net/publication/274989575_Student_Self-Formation_in_International_Education（閲覧日：2026年8月30日）

【第 2-2 分科会】

デジタル支配の公共を超えるシチズンシップ教育

長岡素彦（一般社団法人地域連携プラットフォーム）

現在、持続不可能化による危機と AI・シンギュラリティ（Singularity）が緊急課題となり、情報化・ICT プラットフォーム化の進展による複合的情報環境で人々の一部はスマート・ICT を使いこなすスマートモブスとなる。

スマートモブスは対話ではなく否定、相互に断絶し、自己顕示を価値としていて、従来のコミュニケーションや対応はなくなり、従来のつながりより「選択的人間関係」が重視される。

そして、プラットフォーム社会のデジタルパノプティコンは情報プラットフォームによって情報監視し、情報プラットフォームの利用者が自らデジタル情報統制に協力するデジタルの一望監視の支配システムである。

このようなデジタル支配の公共は現在の民主的制度では市民の自由な討議により「対話的理性」（Discourse Rationality）による理性的合意形成が中核にあった。しかし、現状、市民の自由な討議の否定、多数決の合意形成が行われ、共通理解が成立しない。

政治において公共性の本質である討論による議会の機能も喪失し、議会は討論ではなく利害調整の場となり、それを支える公論はスマートモブスによる意見の応酬である。

討議は「対話的理性」によるものではなく「非対話的功利的感性」による意見の応酬があるだけである。

これは対話によって相互理解、合意を形成するためにはその前段階で「批判的な意識化の学び」による批判的な意識化が必要になる。この批判的な意識化は生活スタイルの問題から始まり、対話による現状認識、問題の探求、効果の確認の実施などを批判的に検証する学びのプロセスである。具体的には自分たちのまちを調べるとともに、共通の認識をつくるため資料やマップなどをつくり、住民で共有し、問題点を洗い出し解決していくものである

この批判的な意識化の学びのプロセスによって自由な討議による知のコモンズと共通理解が成り立ち公共性が築かれ、これを担うのがデジタル支配の公共を超えるシチズンシップ教育である。

(参考)

長岡素彦,新しい自治と共創的 ICT サステナブルイノベーションプラットフォーム,武蔵野大学サステナビリティ研究所紀要,3,2026

長岡素彦他,Comments from Japan NGO Coordination Committee for WSIS,UN WSIS,2003

【第 2-3 分科会】

子どもの相対的貧困に対する理解を促す授業実践の効果

森 彩乃（大阪大学大学院）

1. はじめに

我が国には「子どもの貧困」が現代的課題としてある。2013 年には「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が制定され、国が子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的として掲げている。貧困には絶対的貧困と相対的貧困の 2 つがあり、絶対的貧困は「その国で人間が文化的な生活をするのに必要な最低限の所得が満たされていない状態」であるのに対し、相対的貧困は「ある国や地域の中で、平均的な生活レベル（中位所得）よりも著しく低い状態に置かれている状態」と定義されている（明坂・伊藤・大竹, 2017）。先進国では、相対的貧困が社会問題としてみなされることが多く、我が国も例外ではない。厚生労働省（2024）によれば、2024 年時点での我が国の子どもの相対的貧困率（17 才以下）は全体の 11.0%であり、国内にいるおよそ 10 人に 1 人が子どもの貧困に該当するということになる。

一方、我が国における相対的貧困への理解は乏しく、阿部（2012）は、相対的貧困に該当する子ども自身が対人関係の中で疎外感を感じる可能性を指摘している。例えば、ゲーム機を持たないことは、健全な育成に必要なではないとしても、ほとんどの子どもが持っているという社会において、子どもの社会生活に悪影響をもたらし得る（阿部, 2012）。また、2008 年に一般成人 1800 人を対象に実施された児童生活必需品調査では、多くの人がスポーツ用品やおもちゃを必需品ではないと考えていることが明らかになった。このように、人々の子どもの貧困に対する理解を明らかにした阿部（2012）の調査だが、児童生活必需品に関する調査は 2012 年時点のものが最新であり、現在の人々の認識がどのようなものであるか、また相対的貧困に対する認識の不足が教育によって変容可能であるかは検討がなされていない。国が子どもの貧困解消に向けた総合的な対策を推進する中で、現在の実態を把握するとともに、教育の観点からこの問題にアプローチすることには社会的な意義があると考えられる。

そこで、本研究は相対的貧困に関する概念の認識を確認するとともに、児童生活必需品を必要と理解するための授業を行い、その効果を検討する。子どもの貧困に対する我が国の取り組みは就学支援に関するものが中心であり、教育内容について十分ではない。これらの問題に対して、本研究では人権教育の観点を参考に授業内容を検討する。具体的には、文部科学省（2008）の「人権教育を通じて育てたい 3 つの資質・能力」に基づき授業内容を構成した。

2. 対象者・研究方法

大学生 88 名、子どもの貧困と関係のある 2 つの授業（全 15 回中の 1 回）の参加者であった。分析は、学習前と学習後、1 週間後の調査票の対応が取れた 55 名を対象とした。調査には Google forms を用い、調査時間はいずれも 5 分程度であった。授業は、90 分講義の冒頭 15 分に行い Power Point で作成した教材をモニターに投影し実施した。講義中心ではあるが、導入および展開部分に一部の対話的活動を含ませた。

3. 授業デザインの設計

「子どもの貧困」に対する理解を促すために、序論で述べた「人権教育を通じて育てたい3つの資質・能力」に基づき授業内容を構成した。3つの資質・能力のうち、知識的側面は、相対的貧困と絶対的貧困の概念の違いを理解することを目的とした。価値的・態度的側面は、相対的貧困に該当する子どもの権利に対する肯定的な態度、すなわち児童生活必需品調査に示されている項目を「全ての子どもたちに与えられるべきもの」として認識できること、自他を尊重しようとする意欲や態度を持つことを目的とした。技能的側面は、相対的貧困に該当する子どもとのかかわり方、すなわち相対的貧困に該当する子どもが経験する日常的な状況を理解し、相手を傷つけないためのコミュニケーションのあり方を理解することを目的とした。また、授業実施時間をおよそ10分間と短い授業時間とすることで、本研究における学校現場への活用のハードルを低くすることを意識した。

参考研究

明坂弥香・伊藤由樹子・大竹文雄（2017）日本の子どもの貧困分析 ESRI Discussion Paper

Series: No.337

阿部彩（2012）「豊かさ」と「貧しさ」—相対的貧困と子ども— 発達心理学研究, 23(4) : 362-374

厚生労働省（2024）2024（令和6年）国民生活基礎調査の概況

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa25/dl/03.pdf>（参照日 2026.08.29）

文部科学省（2008）人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm（参照日 2026.08.29）

アライの育成に向けた「推敲的探究」の設計と実践

入澤 充（東京大学大学院）

1. 問題の所在と目的

大学におけるダイバーシティの推進には、マイノリティへの支援だけでなく、マジョリティ側が自らの社会的位置を捉え直し、不平等な関係の変化に関与していくための学習も求められる。その担い手として注目されるのが、マイノリティに連帯し、自らの特権を活用して行動するマジョリティである「アライ」である (Broido, 2000)。一方、特権を扱う教育実践には、特権を「持つ／持たない」と固定的に理解させることで、参加者の自己理解を単純化し、行動への意欲を損なう可能性も指摘されている (Dundon et al., 2024)。そこで本研究では、参加者が他者との対話を通して当事者理解と自己理解を往還しながら、自らのあり方を継続的に捉え直す教育プログラム「推敲的探究」を設計した。本発表では、その設計原理と実践の概要を報告し、アライ育成に向けた学習活動としての可能性を検討する。

2. 「推敲的探究」の設計

推敲的探究は、マイノリティ当事者の自己物語を収めたビデオレターへの返信として手紙を書き、対話を経ながらその手紙を複数回書き直す活動の中核とする。参加者はまず、当事者の語りを視聴して手紙の初稿を作成する。その後、①当事者の経験や語りの背景について考える対話、②自らの特権や社会的位置について考える対話、③今後どのような人でありたいかを考える対話を行い、それぞれの段階で手紙を推敲する。ここでの「推敲」は文章表現を整える作業ではなく、新たな視点や他者の語りに触れるたびに、自分が何を前提として当事者を理解していたのかを振り返り、理解や自己のあり方を更新するための活動として位置づけた。最終的には、当事者理解にとどまらず、自らのポジショナリティと向き合い、アライとしてのあり方を構想することを目指している。

3. 実践

2026 年 8～9 月、国立の T 大学に所属する大学生 20 名ほどを対象として半日の実践を行った。実践では、ゲイまたは視覚障害者の研究協力者によるビデオレターを用い、参加者は初稿から最終稿まで計 4 回の手紙を作成した。プログラムの検討にあたっては、事前・事後質問紙に加え、各段階の手紙を「他者理解」「ポジショナリティ理解」「アイデンティティの深まり」「行動・態度の変化」の観点から評価した。

4. 結果と考察

事前に 3 月に実施していた予備実践では、質問紙においてマジョリティの特権に立ち向かう意志が実践後に高まった。また、手紙の推敲過程では、他者理解、ポジショナリティ理解、アイデンティティ、行動・態度に関する記述が段階的に深まる傾向が確認された。とりわけ、参加者が当事者について考えるだけでなく、自らがどのような位置から当事者の語りを受け取っているのか、今後どのように他者と関わりたいのかを言語化する過程を組み込んだ点に、本実践の特徴がある。以上から、推敲的探究は、特権を固定的な属性として理解させるのではなく、他者との関係のなかで自己理解を繰り返す

返し問い直すことを通じて、アライとしてのあり方を探究する学習機会となる可能性が示唆されていた。発表では、8～9月に実施した本実践の結果を報告する。

参考文献

- Broido, E. M. (2000) The development of social justice allies during college: A phenomenological investigation. *Journal of College Student Development*, 41, 3–18.
- Dundon, A., Stoddard, E., Pfeifer, G., & Noyola, N. (2024) The Limits of White Privilege Pedagogy: A Reflective Essay on Using Privilege Walks in the College Classroom. *Journal of the Scholarship of Teaching and Learning*, 24(1), 76–100.

【第 2-3 分科会】

戦場に現れる前に止められるか —AI 兵器「LAWS」の平和教育と各アクターの役割—

小島杏里（渋谷教育学園渋谷高等学校・学生）

第 1 章 はじめに

「止められたはずの核の悲劇を、再び繰り返してはならない。」学校の広島研修で出会った、広島被団協の大中伸一氏の一言が今でも胸の奥に残っている。戦後 80 年が経った今、私は戦争も兵器利用も、未然に防がないといけないという思いを強くした。

「予防的規制」とは兵器が実践投入される前に国際的禁止を実現するアプローチである。今、その焦点にあるのは AI を搭載した新兵器、自律型致死兵器システム(LAWS)。人間の判断なく、AI が命の選別を行う兵器である。LAWS は核兵器に次ぐ「第三の軍事革命」と呼ばれている。

本研究は、LAWS の予防的規制の可能性を探るため、①核兵器、②盲目化レーザー兵器、③環境改変兵器の 3 事例を比較し、市民社会・NGO・専門家といったアクターが各兵器の規制形成過程において果たした役割に着目し、LAWS の予防的規制実現に向けた働きを分析した。その違いを通じて、LAWS 規制実現に必要な条件を導き出し、論証を試みた。

LAWS が実戦使用される前に平和教育等によって予防的規制で先手を打ち、核の惨事を繰り返さない。本研究の意義はここにある。

第 2 章 先行研究の分析

3 事例の比較研究を通じ、予防的規制成立の条件として 3 点の仮説を立てた。

- ①市民社会による倫理的警鐘と世論形成
- ②専門家・NGO・政府の技術的・戦略的連携
- ③政府・企業による透明性の確保

上記を検証するため ①中高大学生 141 名への Google Form を用いたアンケート調査 ②専門家・NGO 関係者へのインタビューを実施した。

第 3 章 リサーチ・論証

アンケートでは、LAWS を「全く知らない」と答えた人が 70%にのぼり、1-5 のリッカート尺度を用いて知識度平均を調査したところ、1.64（5 段階）と極めて低かった。ほかに情報源の偏りや市民社会の働きかけの認知不足も明らかになった。

軍縮への期待度は政府(4.70)、国連(3.93)、専門家(3.49)、企業(3.45)、NGO(3.15)、市民(3.04)の順であり、「市民」への期待が最も低かった。「市民が世論形成によって政府間交渉に圧力を加え、軍縮を促進する」といった意識は回答者の中で薄かったことが分かった。一方、「政府」「国連」への期待が高いことから、市民社会が行動する際も、これらのアクターへの働きかけ(署名・キャンペーン)を意識した連携アプローチが有効と考えられる。

また、Stuart Russell 氏の短編動画「Slaughterbots」を視聴してもらったところ 85%以上が LAWS について「とても詳しくなった」「詳しくなった」と回答。また、65%以上が「とても広めたい」「広めたい」と回答した。動画の中で印象に残った場面・事実を自由に記述してもらったところ、「恐ろし

い」「恐怖」「殺せる」「邪悪な」「危険な」といった語彙が多く見られた。こうして動画教材が視聴者の感情に訴えたことが、関心の高まりにつながったと考察できる。更に「近い」「しまう」「できる」「可能な」「かねない」などの語から問題の切迫性を実感する傾向も見られた。

従って、LAWS に関する啓発では「感情請求型アプローチ」や「LAWS は現実の技術を組み合わせで達成しうること」、「2026 年が交渉のタイムリミットである焦燥感」等に着目して説明することが重要であるとわかった。

この結果を踏まえて、LAWS 軍縮における NGO の役割について 5 名、専門家の役割について 3 名の有識者にインタビューを行った。NGO は「被害の可視化」や「政治的中立性」を活かして市民に対する倫理的警鐘を促すとともに、「知識共同体」や「規範起業家」としての役割を通じて専門家・政府との技術的・戦略的連携を主導していることがわかった。一方、専門家は法的・技術的論点の整理とともに「知識の翻訳者」としての役割を果たし、倫理的観点から他アクターに働きかけている。

第 4 章 結論

アンケートから、LAWS の社会的認知度と市民社会の影響力が依然として限定的であることが示された。インタビューでは、特に「条件 1: 市民社会による倫理的警鐘と世論形成」「条件 2: 専門家・NGO・政府による技術的・戦略的連携」について一定の論証が得られた。とはいえ、「条件 1」に関しては LAWS の「まだ発生していない被害をいかに可視化するか」という課題が残り、「条件 2」においても、「いかにして CCW・Stop Killer Robots 以外の交流プラットフォームを増やし、アクター間の連携をいかに制度的に強化するか」が鍵となることが示された。

第 5 章 今後に向けて

本研究は、調査対象が首都圏の学生に偏ったこと、政府・企業への聞き取りが実現しなかったこと、CCW における各国の政治的立場の分析が不足したという限界を持つ。今後はより多様なアクターを対象とした量的・質的研究を進め、LAWS 規制の現実的可能性を再検討したい。また、本研究を通して培った「予防的規制」という視点を踏まえ、今後は紛争予防や人間の安全保障、持続可能な開発といった広範な視点からも研究を深化させていきたい。

文献・資料

- 川口礼人(2016)「今後の軍事科学技術の進展と軍備管理等に係る一考察—自律型致死兵器システム(LAWS)の規制等について—」『防衛研究所紀要』19 巻 1 号 210-230 頁
- 国際法学会(2020)「自律型致死兵器システム(LAWS)規制の動向」
- 佐藤仁(2019)「自律型殺傷兵器(LAWS)開発禁止に向けた NGO の役割」『社会デザイン学会 学会誌』11 巻 45-58 頁

【第 2-4 分科会】

居住地域による都市部と地方の体験格差がある中でも
中高生の非認知能力を伸ばすことは可能か
—対話を通じた非認知能力の変化を多角的に検証—

チャールズ義伸波音レオ（学校法人鶏鳴学園青翔開智高等学校・生徒）

1 探究活動の動機と概要

地方では体験活動への参加機会が限られ、体験格差が子どもの非認知能力にも影響を及ぼす可能性がある。本研究では、地域の大人との対話イベントを実施し、アンケート調査とインタビュー調査を通して、その有効性と持続的な体験機会の在り方を検討した。

2 背景・先行研究

近年、家庭の経済状況や保護者の時間的制約、体験機会の不足などに起因する体験格差が社会課題となっている。先行研究では、体験活動が子どもの非認知能力の形成に影響を与えることが示されている一方、地方において体験機会の効果や持続可能な仕組みについては十分に検証されていない。

3 仮説設定（問題・課題・仮説）

地方では体験機会の不足により、子どもの非認知能力の形成に影響が生じる可能性がある。この課題を解決するためには、地域における新たな体験機会の創出が必要である。そこで、地域の大人との対話を通じた体験は、地方の中高生の非認知能力の向上に有効であると仮説を設定した。

4 仮説検証の方法

仮説を検証するため、岡山県西栗倉村において、中高生 11 名と地域の大人 14 名を対象に対話型イベントを実施した。イベント前後には、中高生を対象として非認知能力に関する 10 項目の質問調査（5 段階評価）を行い、意識の変化を比較・分析した。また、自由記述を求めるとともに、一般社団法人 Nest/Pocket 関係者、西栗倉村教育委員会、地域活動実践者へのインタビュー調査を実施し、イベントの妥当性を検証した。

5 実験・調査結果、アイデアとその妥当性検証の結果

イベント前後のアンケート結果を比較したところ、非認知能力に関する全 10 項目で平均値の向上が確認された。特に、「住んでいる地域でもやりたいことに挑戦できる」は最も大きく向上した。また、イベント満足度は 5 段階評価で 4.82 と高く、自由記述からは、イベントに対する感想や新たな発見が多く記述された。

6 結果の考察と仮説に対する結論

アンケート結果から、対話型イベントは参加者の非認知能力に関する意識向上の可能性が示された。特に、「住んでいる地域でもやりたいことに挑戦できる」の項目で最も大きな向上が見られ、地域に対する意識の変化が確認された。一方、「自分の考えをうまく表現できる」の項目では変化が小さく、対

話の進め方には改善の余地があることが示唆された。以上より、本研究で設定した仮説は一定程度支持された。

7 探究の成果と今後の課題

本研究では、地方でも対話型イベントを実践し、地域との大人との対話を通じた体験が中高生の非認知能力の向上につながる可能性を示した。また、一般社団法人との連携により、地域と協働した体験活動の有効性も確認できた。今後は、t検定などによる統計的分析を行うとともに、学校や地域団体と連携した継続的な体験機会の仕組みについて検討する必要がある。

主な参考文献

1. ヒオカ 1995- 『人生は生き立ちが8割：見えない貧困は連鎖する』 集英社
2. 今井悠介 『体験格差』 講談社 2024 年
3. 中室牧子 『科学的根拠（エビデンス）で子育て：教育経済学の最前線』 ダイヤモンド

【第 2-4 分科会】

「よりよいまちとは何か」を自分との関連をもとに考えることのできる

小学校社会科における地域学習の開発

—子どもの生活経験や地域への受け止め方を越えて—

岩崎 謙（北海道教育大学札幌校・学生）

○研究背景

大学での初等社会科の講義や研究室での地域を題材にした授業づくりの経験を通して、子どもの一番身近にあり、生活空間でもある地域を自分に引きつけながら考えていくことのできる地域学習について興味を持ち、自分の中でさらに深めたいと感じた。

また、地域について考えていく中で、自分自身が持っている地域への認識や受け止め方についても向き合うことができた。地元である北広島市と隣町でかつ大都市である札幌市との間には中央—地方の権力関係があるのではないかと、加えて、北広島市に置き換えて考えた際にも、同じ市町村内にも中央—地方のような権力関係、地域差があるのではないかと考えた。そこで、子どもたちが同じ地域としての所属意識を持って「よりよいまちとは何か」を考えることのできる地域学習について研究していきたいと考えた。

○主な先行研究

①鹿野政直著「化生する歴史学」

・地方史：中央と地方の関係であり、中央に対する概念のことをいう。

（ex）札幌と芦別（なぜ炭鉱は衰退したのか？）、札幌と北広島・・・

→日本全体の法則のなかにあるということを確認するだけに終始し、住民である自分たちを客体へと落とし込めかねない。

↓

地域史では住民がその主体となって、地域について考えていかなければならない

→中央と地方という権力関係だけに囚われることなく、住民の暮らす場、生活空間である地域から問うという視点が必要である。

⇒地域史のアプローチ・視点であっても、中央と地方との権力関係のようなものが同じ地域（市町村）内にも内在しているのではないだろうか？

②守谷 富士彦、大坂 遊、篠田 裕文、青本 和樹、高見 史織、正出 七瀬 「探究的な学びを支援する社会科地域学習用デジタルコンテンツの開発と活用：「のん太の学び場」と「東広島市立図書館連携講座」の場合」学校教育実践学研究，2020，第 26 巻， pp.59-69

③守谷 富士彦、大坂 遊、草原 和博、宅島 大亮、横川 知司、村田 翔、小栗 優貴、両角 遼平、篠田 裕文、正出 七瀬、鉦 悠介 「探究的な学びを支援する社会科地域学習用デジタルコンテンツの開発と活用（2）— 「のん太の学び場」の特性を活かしたオンライン教育の類型化と試行—」学芸地理 76 号, pp.37-53

④大坂 遊、草原和博、宇ノ木啓太、小栗優貴、玉井慎也、守谷富士彦、岩佐佳哉、宅島 大亮、両角遼平、青木理恵、岩崎泰博、正出七瀬、瀬谷敦之、鉦 悠介、桃原研斗 「探究的な学びを支援する小学校社会科地域学習用デジタルコンテンツの開発と活用（３）ー広域交流型オンライン社会科地域学習の構想ー」広島大学大学院人間社会科学研究科紀 要 教育学研究 2号,pp.302-310

◎多様な視点から切り取ることでできる東広島市という地域をどのように教材化すればよいか？

意義：・探究的な学びを支援するデジタル教材のモデルを確立した。

- ・オンラインでも地域学習が可能であることを実証した。
- ・特定の題材の探究を通して、社会の一般的な概念に関する認識を形成する地域学習 用教材を開発する方法論を示した。

課題：東広島市を構成する9つの町をすべて学習单元として扱ってはいたが・・・

- ・児童の自分の住む町に対する思いが見えてこない。
- ・市内に生じる地域差には言及されていない。
- ・他の町を学習した上で生じた児童の思いなどは考察されていない。

○リサーチクエスチョン

異なる生活経験を持つ子どもたちが、同じ地域としての所属意識を持って自分のまちを考えていくことのできる地域学習の在り方とは何か？

○今後の課題

安平町での授業づくりの経験から・・・

- ・地域に対する認識が大人と子どもで違うかもしれない
- お寺の住職の方など、大人の認識を聞いてからもう一度市史を読み込む。
- 後に子どもの認識を聞いてみる
- ・地域を見る一般的な視点と個別具体的な視点が混同している。
- 「地域を教える意味」「地域学とは何か」など地域論に関する先行研究を見て、地域の捉えを自分の中で確固たるものにする。
- 安平は地域の一般的な姿ではない、北広島ではまた違う姿が見えてくる

【第 2-4 分科会】

地域の伝統文化を取り上げた日中交流を中心とする
国際理解教育プログラムの構想
—高等学校「総合的な探究の時間」での実践を目指して—

WANG PENGFEI（岡山大学・学生）

1. 研究目的

本研究は、地域の伝統文化を題材とした日中高校生交流を取り入れた国際理解教育プログラムを開発し、高等学校「総合的な探究の時間」における実践の可能性を検討することを目的とする。従来の国際理解教育では、文化を紹介し合う活動が多い。本研究では、日本と中国の高校生が地域の伝統文化を学び、「地域の伝統文化をどのように継承するか」という共通課題について対話・協働する学習に着目する。これを通して、地域文化への理解を深めるとともに、異文化や異なる価値観を理解・尊重する態度の育成を目指す。

また、日本の「総合的な探究の時間」では、地域や社会の課題を主体的・協働的に探究する学習が重視されている。一方、中国の高等学校では、地域課題を継続的に探究する機会は比較的限られている。そこで、日中交流を取り入れた国際理解教育のあり方と、中国の地域学校への展開可能性を検討する。

2. 先行研究の検討

金（2022）は、日本では地域への愛着や地域社会の一員としての意識が重視され、地域文化を活用した調査・体験的学習が行われる一方、中国では国家的な文化やアイデンティティが重視され、地域文化を学校教育に取り入れる際に課題があることを示している。黄（2024）も、中国の地方大学における地域文化教育について、地域文化を教育資源として活用する重要性を指摘している。

鈴木（2026）は、地域文化の調査や伝統技法を用いた制作活動が、地域文化への理解や継承意識を深めることを示している。李・中村・青木（2025）は、中国の学校における地域文化を活用した協働学習が、文化理解と主体的・協働的な学びを促進することを明らかにしている。

国際理解教育について、林は学校間交流や伝統文化体験が異文化理解と相互尊重につながることを示している。正路（2021）は、Virtual Exchange による地域文化の発信が、地域文化への理解と異文化間コミュニケーション能力を高める可能性を示している。

以上の先行研究から、地域文化を調査・発信し、異なる文化を持つ他者と対話・協働する学習は、地域文化への理解と異文化理解を深める上で重要である。本研究では、これらの知見と「総合的な探究の時間」における地域探究を踏まえ、日中高校生交流を組み合わせた国際理解教育の可能性を検討する。

参考文献

1. 金龍哲（2022）「伝統文化教育における『地域』の位置づけに関する比較考察—カリキュラム・マネジメントの視点から—」『アジア教育文化ジャーナル』第4巻，pp.1-18.
2. 黄為俊（2024）「地域文化融入地方高校文化育人現状与路径」『教育研討』第6巻第6期，pp.1814-1817.

- 3.鈴木均治（2026）「教育と地域をつなぐ手ぬぐい」『長岡造形大学研究紀要』第 23 巻，pp.68–71.
- 4.李瀟・中村史朗・青木善治（2025）「地域文化を生かした協働的な学びを促す書法教育に関する研究—中国江西省の小学校における授業実践を通して—」『兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科研究紀要』，pp.13–24.
- 5.林秀樹「総合的な学習の時間，特別活動等の研究 4 国際理解教育—国際交流を通じた国際理解教育—」『滋賀大学教育学部附属中学校研究紀要』第 61 集，pp.150–153.
- 6.正路真一（2021）「米国大学の学生を対象とした英語での三重地域文化発信—国際交流センター・教養教育科目『三重学』における Virtual Exchange の取組み—」『三重大学国際交流センター紀要』第 16 巻，pp.105–117.

【第 2-5 分科会】

社会教育における若者の地域参画を通じたシティズンシップ形成と伴走の構造 —岡山市の公民館事業と地域学校協働活動の連携課題を中心に—

金子晴信（岡山大学大学院）

1. 研究の背景と課題

近年の若者を対象とした社会教育研究では、困難層への支援論の一方で、多様な若者全体を対象とした地域社会への参画と地域の居場所を介した主体形成の重要性が指摘されている（萩原 2024）。従来、青年学級や青年団活動が担ってきたこの役割は、現在、公民館の事業や、コミュニティ・スクールおよび地域学校協働活動をはじめとする学校・地域の協働体制へと移行しつつある。しかし、実践現場においては、若者を地域に繋ぐ取組が単なる「ボランティア動員」や「イベント参加」に留まり、若者自身の課題意識と地域課題が統合されるような「主体的シティズンシップの涵養」にまで昇華していない事例も少なくない。若者の権利と参画を真に保障し、市民的成長を促すための社会教育的アプローチの再構築が求められている。

2. 岡山市における実態分析と調査アプローチ

本研究では、全 37 公民館中 24 館で「若者の地域参画」に関する事業を展開しつつ、全校区でコミュニティ・スクールを設置している岡山市を対象とする。同市が公表した『岡山市立公民館基本方針 中間評価』（岡山市教育委員会 2026）では、公民館による「若者の地域参画」に関する事業と「地域学校協働活動」の間に実質的な連携が乏しく、公民館の単独事業に閉塞している課題が示された。

この分断構造を解明するため、岡山市内で若者の地域参画に取り組む公民館の社会教育主事および地域学校協働活動推進員等を対象に、半構造化インタビュー調査を実施した。さらに、公民館および地域学校協働活動に関する先行研究の解釈を深めるとともに、他自治体における先駆事例との比較・整理を行った。

3. 考察と展望：シティズンシップを育む「伴走」と協働構造

分析の結果、両者の連携を阻む構造的要因（制度的縦割り、関係者の若者観・地域観の差異等）が浮き彫りとなった一方で、優れた実践においては、社会教育主事や推進員が単なる「イベントの調達者」ではなく、若者の問いや要望を地域社会の文脈と編み直す「伴走者」として機能していることが明らかになった。

若者が単なる地域貢献を超えて主体的アイデンティティと市民的資質を獲得するためには、公民館事業と地域学校協働活動が統合され、若者の学びと参画を包括的に支える地域基盤（プラットフォーム）の構築が不可欠である。本発表では、これらの知見を整理・体系化し、シティズンシップ教育の視点から社会教育施設・協働体制が果たすべき伴走支援モデルを提示する。

参考文献

- ・萩原建次郎（2024）『子ども・若者の居場所と人間形成：Well-being な環境デザインへ』東信堂
- ・岡山市教育委員会（2026）『岡山市立公民館基本方針 中間評価』

- ・熊谷慎之輔、志々田まなみ、佐々木保孝、天野かおり（2021）『地域学校協働のデザインとマネジメント：コミュニティ・スクールと地域学校協働本部による学びあい・育ちあい』学文社

【第 2-5 分科会】

APCEIU（アジア太平洋国際理解教育センター）における GCED の取組の特質 —対話を通じた修復的实践に注目して—

岩津桜子（岡山大学大学院）

1. 研究目的

本研究の目的は、アジア太平洋国際理解教育センター（APCEIU）が推進する地球市民教育（Global Citizenship Education: GCED）の取組を、修復的正義の理念に基づく「修復的实践（Restorative Practices）」の観点から再解釈することである。

2. 課題

従来の GCED は、ユネスコが示す三領域（認知的・社会情緒的・行動的）に基づいて展開されているが、既存研究（小林 2018; 藤原・池田 2023; 若生 2023）では、特に社会情緒的領域＝共感や連帯に偏りがちであることが指摘されている。その結果、批判的思考や社会的行動への展開が弱く、教育現場では「他者への共感」に留まり、関係性の変容や社会的課題の解決に十分結びついていない。ヘイトスピーチや差別的言動といった現実的課題に対しては、単なる共感では不十分であり、対話を通じた関係修復を伴う教育的アプローチが必要である。

3. 研究方法

本研究では、教材分析と理論的検討を組み合わせる。具体的には、APCEIU と UNESCO が共同開発した『Addressing Hate Speech through GCED – A Handbook for Educators』を分析し、教材の構成、学習活動例、教育者向け指導法を整理する。その上で、修復的实践の要素（対話、関係修復、包摂）がどのように反映されているかを抽出し、GCED の理念との関連を検討する。分析対象は同教材全体であり、特に教育者向けの指導法、ワークショップ形式の活動例、対話を基盤とした学習プロセスに注目する。

修復的正義の理論的背景としては、Zehr (1990) が「正義とは法の違反に対する国家の応答ではなく、人間関係の破壊に対する共同体の応答である」と述べているように、関係修復を重視する点が特徴である。教育への応用としての修復的实践は、IIRP によって体系化され、サークルやカンファレンスを通じて学校風土を改善する効果が報告されている（Costello, Wachtel & Wachtel 2019）。日本でも田淵久美子（2022, 2024, 2026）や竹原幸太（2018, 2022）が修復的实践の教育的意義を論じている。

4. 意義

本研究により、GCED が「共感に留まる教育」から「関係修復を視野に入れた教育」へと再解釈される可能性が示される。修復的实践の導入は、ヘイトスピーチや差別的言動への教育的対応を強化し、学習者が他者との関係性を変革し、社会的課題に能動的に関わる力を育成することにつながる。さらに、GCED と修復的实践の接点を明らかにすることで、シティズンシップ教育における新しい理論的・実践的枠組みを提示できる。

【第 2-5 分科会】

市民対話におけるファシリテーターの政治的中立性の条件

長谷川友子（対話の場づくり屋 SNUG 代表）

(1)研究の背景と目的

持続可能で公正で民主的な社会を構想・実装する上で、対話という行為はその基礎的な態度、行為である。対話実践を支える一つのあり方が、ファシリテーションである。

市民対話や社会教育において対話の場づくりを行うファシリテーターは、「中立性」を求められる。例えば、日本ファシリテーション協会は「中身（コンテンツ）に対する中立」と「議論のプロセス（立場）の中立」を挙げている^注。

しかし、政治的中立性をめぐる議論が改めて注目されている昨今、従来想定されていたファシリテーターとしての「議論されている事柄全般に対して中立のポジション」や「中立な立場」は果たして本当の意味での中立と呼ぶことができるのだろうか。

そこで、市民対話におけるファシリテーターはどのような条件があれば対話の場において政治的な中立性を担保できるのか、その条件や可能性、限界を関連する文献に当たりながら検討し、今後の言論空間がより豊かになる対話の場づくりのあり方を考えるきっかけを探る。

(2)研究の方法

本研究では、書籍や雑誌、インターネットの記事などでのファシリテーションと政治的中立に関する文献を踏まえた上で、学際的な視点から市民対話やそのファシリテーションの現在地を整理するとともに、ファシリテーターとしての中立性の条件を検討する。

(3)期待する効果

本研究は、シティズンシップを考える上で欠かすことができない対話や対話の場づくりという行為を政治的なものとして捉え直し、対話やファシリテーションの言論の現在地を整理することで、現状の対話実践を再考するきっかけとし、より多元的で包摂的な市民対話実践が生まれる一助となることを目指す。

(注) 日本ファシリテーション協会.“第 4 回 ファシリテーターの中立性って何だろう?”.FAJ コラム 堀公俊のファシリテーターコラム. <https://www.faj.or.jp/about/organizer2/column/post-4/>, (2026/8/31)

【第 2-6 分科会】

価値調整学習論に基づくグローバル・シティズンシップ教育

森田 諒（愛媛大学・学生）

1.研究の目的

本研究は、異なる国や民族に由来する多様な意見の背後にある価値観の調整を目指した価値調整学習論に基づき、国や民族の違いを反映した多様な価値観を比較・検討し、自らのもつ価値観を疑い、異なる価値観を調整しながら、国民国家の枠を超えた諸価値を追求することができるグローバル市民の育成を目指す授業開発を行うことを目的とする。

周（2025）はグローバル市民の育成を目指したこれまでの研究成果について、国家間の対立・紛争を緩和・解消しようとする国際理解教育と、多文化社会の構築を目指した多文化教育に整理している。国際理解教育は、国際問題の解決に関して、共感的理解や合意形成という方法を取っているが意見対立を克服し得るものではなく、自国の利益のみを追求しているという課題があり、多文化教育は、多文化共生社会を目指しているが、国民国家の一体化の確立を前提としており、国家や民族の違いに由来する価値観の多様性を保持しつつ、それを調整することによって共生を実現できるグローバル市民の育成を目指したものとは言い難いという課題があるとしている。

現代社会は、異なる文化的背景や価値判断基準をもつ人々が同じ生活空間で共存する社会であり、国や民族の違いを反映した多様な価値観を比較・検討し、自らのもつ価値観を疑い、異なる価値観を調整しながら、国民国家の枠を超えた諸価値を追求することができるグローバル市民の育成が必要であると考えた。

2.研究の方法

本研究では、前述した周（2025）の研究に加え、玄（2023）の「異文化間トレランス」に着目したグローバル・シティズンシップ教育論に示唆を得ながら、多様な価値観を調整しつつ、異なる文化的背景をもつ人々と共存できるグローバル市民の育成を目指す授業開発を行う。

3.研究の意義・位置付け

本研究では、価値調整学習論に基づき、多様な価値観を調整しつつ、異なる文化的背景をもつ人々と共存できるグローバル市民の育成を目指す授業開発を行うことで、多文化社会において、多様性を尊重し、自国とは異なる文化のあり方とその背後にある価値観を吟味させ、価値観の変容を促す授業の提案を目指す。

参考文献

- 周星星（2025）「多様な価値観を調整するグローバル市民の育成を目指す社会科授業構成の原理と方法—新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策について考えさせる単元開発を手がかりとして—」『社会科研究』 第 102 号 2025,pp.45-56.
- 玄在均（2023）「児童生徒のグローバル・シティズンシップ意識の形成要因—日韓児童生徒への質問紙調査を通して—」 日本公民教育学会『公民教育研究』 vol.31,pp.1-14.
- 紙田路子（2018）「価値調整能力を育成する小学校社会科授業構成—第 5 学年小単元「日本の農業政策を考える」の授業実践を通して—」 社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』 第 30 号

2018,pp.97-106.

【第 2-6 分科会】

国際バカロレア（IB）を通したシティズンシップの育成に関する研究
—中等教育プログラム（MYP）における必修教科「個人と社会」に着目して—

BAI TAO（岡山大学大学院）

1. 問題の所在と本研究の目的

国際バカロレア（IB）の中等教育プログラム(MYP)は「カリキュラム」ではなく、「フレームワーク」である。そのため、日本の IB 認定校において MYP を実施するにあたり、そのフレームワーク内に日本の学習指導要領の内容を意図的に入れ込むことが求められる。とりわけ MYP の必修教科「個人と社会」は、日本の中学校社会科に対応する教科として位置づけられ、MYP 及び IB 全体におけるシティズンシップ教育の具体的な展開を検討する上で中心的な役割を担う。したがって、その授業は IBO の『「個人と社会」指導の手引き』に基づく一方、日本の『中学校学習指導要領解説 社会編』に示された社会科の目標や内容、指導計画作成上の配慮事項等も踏まえて構築される。

日本の現行の学習指導要領においては、「シティズンシップ教育」という表記はなく、主権者教育として扱われているが、その範囲は選挙制度や政策理解に限定されがちである。それに対し、池野(2014)は、シティズンシップを民主主義社会の形成のみならず、多様な価値観を含む社会形成を目指す教育として位置づけている。また、松山(2024)は、シティズンシップを、固定化された共同体の成員としての資格や法的地位ではなく、共同体への参加や実践を可能にするための意欲・スキル・知識として捉えている。このように、IB が目指す多様性理解や公共性の涵養を含む広い意味でのシティズンシップ教育が日本の社会科との接続の中でどのように達成されるのかについては、十分な解明がなされていない。

そこで本研究では、MYP の「個人と社会」が目指すシティズンシップとはどのようなものか、それを授業計画の構造とその中に目標・学習活動・指導方法・評価等にどのように位置づけているのかを明らかにする。さらに、こうした教育理念や意図が実際の授業実践においてどのように具体化されているのかを、教員の認識や語りを通して明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

本研究では、まず文献調査として、『中学校学習指導要領解説 社会編』と『「個人と社会」指導の手引き』を比較分析する。具体的には、両者に示される「目標」「内容・概念」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」に関する記述を整理し、シティズンシップに関連する記述を抽出する。これにより、MYP「個人と社会」が目指すシティズンシップの構成要素を定義する。

次に、IB 認定校 X において MYP「個人と社会」を担当する教員を対象とした半構造化インタビューを実施する。インタビューでは、①教員が捉えるシティズンシップの意味、②「個人と社会」におけるシティズンシップ育成の位置づけ、③学習目標・単元計画の設定、④探究学習や学習活動の設計、⑤生徒の認識や態度を育成するための指導上の工夫、⑥評価のあり方等について聞き取る。

収集した教師の語りの中から、実際の授業実践の経験や生徒の変容・学びの成果に関するエピソードを抽出する。それらを文献調査で定義したシティズンシップの構成要素をとの対応関係を検討することで、理念と実践の乖離や補完関係を多角的に考察する。

3. 期待される成果

本研究では、IB の理念に含まれる抽象的なシティズンシップの概念が、日本の社会科の内容を取り込んだ「個人と社会」の授業設計の構造において、どのように具体的に体系化されているかを明示する。また、教員の認識や語りの分析を通して、現場の教員がIB のシティズンシップ理念をどのように解釈・受容し、それが単元計画、探究的学び、指導法、および評価手法へとどのように還元・具現化されているかを実証的に明らかにする。

参考文献

- 池野範男 (2014) 「グローバル時代のシティズンシップ教育―問題点と可能性：民主主義と公共の論理―」 日本教育学会編『教育学研究』(81) 2, pp.138-149
- 松山美華 (2024) 「国際バカロレアにおける生徒のシティズンシップ形成―DP 生の『創造性・活動・奉仕(CAS)』での経験学習に着目して―」『IB 学会誌』80) ,pp.87-98

【第 2-6 分科会】

「多元一体」理念下における ナシ族トンバ文化の学校と地域の連携による教育実践 —雲南省の小学校における教師の認識と教育実践の具体化に着目して—

JIANG HONGJING（岡山大学大学院）・桑原敏典（岡山大学）

本研究の目的は、中国雲南省の小学校におけるトンバ文化教育および学校・地域連携活動を対象として、教師がトンバ文化教育の目的や意義をどのように理解し、その理解を教育内容・教育方法・学校と地域の連携へどのように具体化しているのかを明らかにすることである。また、児童へのインタビューを補足的資料として用い、教師による教育実践が児童にどのように理解され、受け止められているのかを確認する。その上で、こうした教育実践が文化理解・相互理解を促し、文化的共生に向かう過程と条件を考察する。

中国の少数民族教育は、「多元一体」理念の下で、民族文化の継承と中華民族共同体意識の育成という二つの役割を担っている。麗江市の学校では、トンバ文字、ナシ語、トンバ絵画、民族合唱、民族舞踊などを通してトンバ文化教育が行われている。しかし、文化を学校教育に導入するだけで、文化理解や相互理解が実現するとは限らない。文化が学校に導入される過程で、教師が文化教育の意義をどのように理解し、何を選択し、どのように教え、意味づけているのかを検討する必要がある。

これまでの中国における少数民族教育研究では、「多元一体」理念や少数民族教育政策、民族文化の学校導入、教材・カリキュラム、学校と地域社会の連携、その成果や課題などが論じられてきた。一方で、教師が政策理念や文化教育の意義をどのように理解し、それを具体的な教育実践へどのように結びつけているのかについては、十分に検討されていない。

そこで本研究では、教師を主な分析対象とし、参与観察、半構造化インタビュー、資料分析を組み合わせ調査を行う。教師へのインタビューでは、トンバ文化教育の目的・意義に対する理解、教育内容の選択、教育方法、学校と地域の連携などについて聞き取る。また、地域文化継承者へのインタビューを行い、授業や活動への関わり方を確認する。さらに、ナシ族・漢族の児童へのインタビューを補足的に行い、教育実践に対する児童の理解や受け止め方を確認する。

以上の調査を通して、教師の認識から教育実践への具体化を中心に分析し、児童の理解を補足的に捉えることで、トンバ文化教育において文化理解・相互理解を促す過程と条件を明らかにすることを目指す。

参考文献

- [1] 費孝通（1999）『中華民族の多元一体構造（改訂版）』中央民族大学出版社、pp.8-10.
- [2] 胡迪雅（2013）「文化の危機と教育——トンバ文化継承の変遷に関する教育学的分析」『民族教育研究』24(5).pp.58-62.
- [3] 賀新宇（2016）『多文化的視点における民族地域の和諧教育研究』西南大学修士論文.
- [4] 坂口真康（2020）「「ナショナルな基準」と多様な実践の間で揺れる社会的な「共生」を志向する教育—南アフリカ共和国西ケープ州の高等学校段階の教員の認識を事例として—」『教育社会学研究』106.pp.145-166.

【第 2-7 分科会】

イスラームを題材とした他者理解の育成を目指す授業開発 —小学校第 6 学年社会科における宗教文化教育—

野村 零（北海道教育大学札幌校・学生）

1. 目的

本研究では、小学校第 6 学年社会科「国際理解」単元において、イスラームを題材とし、児童が自分のもつイメージや見方を問い直ししながら、他者を理解しようとする授業のあり方を明らかにする。

2. 研究背景

日本社会では外国人住民が増加し、学校においても文化的・宗教的背景の異なる人々と関わる機会が増えている。一方で、日本では宗教を学校で扱うことへの難しさがあり、宗教について学ぶ機会は十分とはいえない。また、イスラームはメディアを通じた報道などによって否定的なイメージと結びつけられやすく、断片的な情報によってステレオタイプが形成される可能性がある。さらに、ムスリムを一つのまとまりとして捉えることは、個人の違いや多様性を見えにくくする。井上（2020）は、宗教文化教育を、宗教についての知識だけでなく、宗教文化に触れることを通して「宗教の生きた姿」への理解を深めるものとして捉えている。しかし、宗教文化について知識を得ることだけで、他者理解につながるとは限らない。モーリス＝スズキ（2013）は、文化の多様性を表面的に認めながら、主流社会にとって受け入れやすい文化だけを取り上げる「コスメティック・マルチカルチュラリズム」を批判している。中村（2025）はこの議論を踏まえ、文化を鑑賞・消費できるものとして捉えるだけでは、そこに生きる人々の理解にはつながらないことを示している。これらのことから、イスラームについて「正しい知識」を得ることだけを目指すのではなく、児童自身が自分のもつイスラームやムスリムに対するイメージや見方に気づき、それを問い直すことが重要であると考え。そこで本研究では、他者理解を、他者について知識を得ることだけではなく、自分の見方を問い直し、一つの情報だけで他者を判断せず、多様な他者を理解しようとするものとして捉える。

3. 方法

宗教文化教育、異文化理解教育、他者理解、ステレオタイプ等に関する先行研究を整理し、児童が自分のもつイメージや見方を問い直すために必要な学習の要素を検討する。その上で、小学校第 6 学年社会科「国際」単元における、イスラームを題材とした授業の開発を行う。

参考文献

井上順孝（2020）『グローバル化時代の宗教文化教育』弘文堂

中村香子（2025）『『コスメティック多文化主義』を乗り越えた他者理解の試み—阿寒アイヌコタンでのフィールドワークを事例に—』『国際地域学研究』第 28 号、pp.75-83

モーリス＝スズキ、テッサ（2013）『批判的想像力のために：グローバル化時代の日本』平凡社

【第 2-7 分科会】

外国にルーツをもつ子どもの学習支援のあり方に関する研究 —多文化共生社会の構築を目指した地域拠点の実践を手掛かりにして—

LYU CHAOYING（岡山大学大学院）

近年、日本に在住する外国にルーツをもつ子どもが増加する中、日本語能力や教科学習、学校生活への適応など、学習面・生活面においてさまざまな困難を抱える子どもへの支援が求められている。しかし、外国にルーツをもつ子どもへの支援は、学校だけで完結するものではなく、地域社会における多様な主体による継続的な支援が重要である。そこで本研究では、外国にルーツをもつ子どもを支える「地域拠点」に着目し、地域における学習支援活動の実践を手掛かりとして、その支援のあり方を検討することを目的とする。

先行研究の検討から、外国にルーツをもつ子どもへの学習支援は、日本語や教科学習の支援だけではなく、子どもが安心して過ごせる「居場所」の形成や、他者との信頼関係の構築、自尊感情・学習意欲の向上、アイデンティティ形成など、多面的な役割を持つことが明らかになった。また、外国にルーツをもつ大学生等が支援者として活動する実践では、自らの渡日経験を子どもと共有し、進学や学校生活について相談に乗ることで、子どものロールモデルとなることも重要な支援の一つとして示されている。一方、市民団体による学習支援教室では、マンツーマンでの対話を重視し、子どもが自分で考える時間を保障しながら、「わかった」「できた」という成功体験を積み重ねることが、学習意欲や自信につながることを示されている。

以上の先行研究を踏まえ、本研究では、岡山県内の地域拠点である「おかやまグローバルこどもサポートセンター」と「居場所づくりネットワーク」を対象として、学習支援活動の内容と方法に着目した。両団体は、日本語学習や教科学習の支援に加え、学校生活・地域生活への適応、交流活動、相談支援、居場所づくりなどを行っている。特に、子どもだけではなく保護者も対象とした活動や、多様な主体が関わる支援のあり方に特徴がみられる。

本研究では、これまでの先行研究の検討と両地域拠点への見学をもとに、①誰がどのような目的で支援を行っているのか、②どのような方法で子どもの学習を支えているのか、③学習支援と居場所づくりがどのように結びついているのか、という三つの視点から実践を整理する。そして、外国にルーツをもつ子どもが地域の中で安心して学び、自らの可能性を捉えながら成長していくために、地域拠点が果たす役割と、今後の学習支援のあり方について考察する。

参考文献

- [1]文部科学省（2024）『「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和5年度）」の結果について』文部科学省。
- [2]文部科学省（2026）『外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針（令和8年8月28日改訂版）』文部科学省。
- [3]御館久里恵（2011）「外国にルーツを持つ子どもの支援活動に参加する渡日経験者の語り——これらのライフコースと支援活動における当事者性——」『異文化間教育』33, 115-126。
- [4]瀬戸 麗（2021）「学習と居場所のジレンマを超える教育的関係——外国にルーツをもつ子どもの学習支援教室の事例から」『教育学研究』第88巻第4号, 658-670頁。

[5]岡山グローバルこどもサポートセンター：<https://okagurokids-hashimotozaidan.com/>

[6]居場所づくりネットワーク：<https://www.ineokayama.org/>

【第 2-7 分科会】

シティズンシップ教育の視点から考えるチュニジア共和国の歴史教育研究

丸小野壮太（常磐大学高等学校）

佐藤育子（日本女子大学）

榮谷温子（慶應義塾大学）

近年、グローバル化の進展を背景として、多様な他者と協働しながら民主社会の形成に主体的に参加する市民を育成するシティズンシップ教育への関心が高まっている。[北山・古田・川口・斉藤・川中編／日本シティズンシップ教育フォーラム(J-CEF)監修(2025)] その一方で、市民性の形成を支える歴史教育がどのような歴史認識や価値観を構築しているのかについては、欧米諸国を中心に研究が蓄積されてきたものの、中東・北アフリカ地域を対象とした研究は十分とはいえない。

発表者らは、人文学の視座および方法論からシティズンシップ教育の意義を検討するという共通の問題意識を有している。[丸小野・佐藤・竹田・榮谷・土井・神田(2024)、丸小野・佐藤(2025)、丸小野・土井(2026)] 丸小野は、前近代史、とりわけ古代西アジア史を対象とした歴史教育研究に取り組み、古代史学習を通じた市民性育成の可能性を探究している。[丸小野(2024)] 佐藤はフェニキア・カルタゴ史を専門とし、古代地中海世界におけるフェニキア人の移動と交流について研究を進めている。[佐藤(2020・2024)、佐藤・丸小野(2024)] 榮谷は言語学の視座および方法論に基づくアラビア語教育研究に取り組み、言語を通じた異文化理解のあり方を検討している。[榮谷(2016・2025)] 本発表では、それぞれの専門性を活かしながら、チュニジア共和国の歴史教育についてシティズンシップ教育の視点から考察する。

本研究では、北アフリカに位置し、「アラブの春」以降の民主化を経験したチュニジア共和国に着目する。チュニジアは、古代カルタゴの中心地としてフェニキア世界と深く結びつくとともに、ローマ帝国やイスラーム世界の一部として発展してきた。このような多層的な歴史的背景は、現代チュニジアにおける国民アイデンティティや市民性の形成にも少なからぬ影響を与えていると考えられる。そこで、中等教育段階の歴史教科書を対象として、フェニキア・カルタゴ史がどのように叙述されているのかを分析する。

チュニジア共和国の歴史教科書の分析にあたっては、①フェニキア・カルタゴ史の位置づけ、②文明間交流の描かれ方、③自文化と他文化の表象、④現代社会との接続、という四つの観点を設定する。まず榮谷がアラビア語で書かれた歴史教科書を日本語に翻訳する。次に佐藤が歴史学の立場から叙述内容を検討し、歴史認識の特徴を明らかにする。さらに榮谷が言語学の立場から語彙選択や叙述表現を分析し、市民性形成に関わる言説の特徴を考察する。最後に丸小野が歴史教育の立場から、これらの分析結果を踏まえ、歴史教科書が育成しようとする市民像やシティズンシップ教育上の意義について検討する。

本研究を通して、「何が歴史として語られているのか」(佐藤)「どのような言語によって語られているのか」(榮谷)「それによってどのような市民性が形成されるのか」(丸小野)を総合的に明らかにしたい。これにより、中東・北アフリカ地域における歴史教育研究の深化に寄与するとともに、日本の歴史教育におけるシティズンシップ教育のあり方を再考するための新たな視座を提示することを目指す。

参考文献

- 北山夕華・古田雄一・川口広美・斉藤仁一朗・川中大輔編／日本シティズンシップ教育フォーラム(J-CEF)監修(2025)『民主的社会をつくるシティズンシップ教育』ナカニシヤ出版.
- 榮谷温子(2016)「第10章 エジプト：イスラーム文化圏における複数外国語教育の試み(世界における多言語教育の実態)」森住衛, 古石篤子, 杉谷眞佐子, 長谷川由紀子(編)『外国語教育は英語だけでいいのか——グローバル社会は多言語だ!』くろしお出版, pp.132-149.
- 榮谷温子(2025)「現在の高校の社会科でイスラームはどのように教えられているか」『ヘレニズム～イスラーム考古学研究』2024, pp.41-54.
- 佐藤育子(2020)「フェニキア語とフェニキア人」鈴木董・近藤二郎・赤堀雅幸編集代表『中東・オリエンタ文化事典』丸善出版, pp.102-103.
- 佐藤育子(2024)「フェニキア・カルタゴ研究の現状と課題」『ヘレニズム～イスラーム考古学研究』2023, pp.83-90.
- 佐藤育子・丸小野壮太(2024)「歴史学と歴史教育の対話に基づいた開かれた古代地中海世界史研究の構築」『ヘレニズム～イスラーム考古学研究』2023, pp.9-14.
- 丸小野壮太(2024)「高校歴史教育におけるフェニキア・カルタゴ史の位置づけ—歴史的な見方・考え方に注目して—」『ヘレニズム～イスラーム考古学研究』2023, pp.1-7.
- 丸小野壮太・佐藤育子・竹田和夫・榮谷温子・土井裕人・神田基成(2024)「開かれた市民協働型の歴史実践をいかに構築するか? —人文学と歴史教育の対話の可能性—」『高大連携歴史教育研究会第10回大会予稿集』pp.25-28.
- 丸小野壮太・佐藤育子(2025)「博物館所蔵資料を活用した近現代史と古代史の越境に関する授業実践—開かれた古代地中海世界史研究を手がかりにして—」『中等社会科教育研究』43, pp.51-60.
- 丸小野壮太・土井裕人(2026)「歴史教育と哲学的方法論の出会い—市民協働型のワークショップの構築を目指して—」『中等社会科教育研究』44, pp.43-56.